

第7章 保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

3史跡に共通する保存（保存管理）の基本的な方向性を以下のように定める。

- 3史跡は、調査の経緯、土地所有、保存・整備の状況等が異なっているため、史跡ごとの状況や特性に応じて保存（保存管理）する。
- 十分な調査が行われていない史跡もあるため、必要な調査研究を実施し、その成果に基づいて保存すべき史跡範囲の見直しを図る。
- 史跡を将来にわたり保存するため、所有者の同意や関係者の理解を得ながら公有地化を進め、追加指定された場合においても必要な土地の公有地化に努める。
- 大規模災害に備え、田原市地域防災計画等に史跡に関する基本的な対策の手順や連絡調整の方法について記載するように取り組む。

第2節 各史跡の保存（保存管理）の方法

各史跡の保存すべき史跡の遺構・指定範囲、土地所有・利用と地形、構造物、日常の清掃、管理等、災害について、保存の方法を整理する。

1 百々陶器窯跡

（1）史跡の遺構・指定範囲

百々陶器窯跡は指定地に3基以上の窯体と灰原が存在する。説明看板に指定範囲が示されておらず、指定地の境界杭もないため、現地で指定範囲を目視することができない。そのため、指定範囲が不明確な状態となっている。また、現在、指定地内の石列で縁取り表現した窯体は2基であるが、指定地外の工事の際に窯体を1基確認したことから、指定地内外に窯体が及んでいると考えられる。そのため、指定地外を含めた調査研究（確認調査）、及び窯跡の状況や窯跡関連施設を確認する発掘調査を実施する必要がある。

保存管理には、まず地籍測量の結果に基づいて、現在の史跡指定範囲をわかりやすく明示し、保存管理に必要な仮杭を設置する。その上で、必要な確認調査などを実施し、その結果に基づいて指定範囲の見直し（追加指定等）を行うとともに、境界杭の設置や看板に図面を追加して指定範囲を明示する。

こうした取組を行った上で、窯跡の位置や時期、構造、他の付属施設等を確認する発掘調査の結果に基づいて、適切な保存管理の方法を検討する。

（2）土地所有・利用と地形

百々陶器窯跡は、1993（平成5）年に公有地化したが、指定地外にも窯跡が及んでいることが明らかとなったため、必要な範囲について確認調査の結果に基づき指定範囲の見直し

を行う。そして、保存管理のために新たな指定範囲を公有地化していく必要がある。

現指定地内にある農業用道路については、指定地外への移設を検討する。

また、調査結果に基づく新たな史跡範囲がある場合には、公有地化に併せて史跡としての土地利用を図る。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

史跡の保存管理の観点から、窯跡への見学者の立ち入りや雨水の浸水への対策について検討し、必要な整備を行う。特に、これまでも雨水対策の工事が実施されているものの、豪雨等によって指定地内への雨水浸入も考えられることから、指定地内外の構造物の設置を含め必要な対策について検討を行う。

（４）日常の清掃、管理等

適切な保存管理が図れるよう、除草や清掃の頻度や方法などについて、現状行っている地元管理の委託内容の見直しを図る。

また、新たな日常管理の担い手育成や具体的な清掃・管理の方法について、地元（百々老人会等）と調整しながら史跡の保存に適した方法を検討し、マニュアル化を図るなどの取組を進める。

（５）災害

豪雨等の災害を想定し、雨水浸入により史跡が自然災害で破壊されないよう対策を講じる。また、地震等による大規模被害（土砂崩れ、地割れ等）に備え、事前に基本的な対策や連絡の方法等について検討し定めておく。

２ 大アラコ古窯跡

（１）史跡の遺構・指定範囲

大アラコ古窯跡については、これまで９基の窯体が確認されている。しかし、指定地内の窯体の位置が不明確であるほか、指定地外に数基の窯体が確認されていることから、過去の発掘調査の埋め戻し後に盛土された地形改変の確認を含む確認調査を行う。その調査で、過去の地形や正確な窯体の位置を確認し、窯体と指定範囲の位置関係を示す図の作成を行う。その上で、指定地の見直し（追加指定、範囲変更等）を行う。

調査結果については、過去の発掘調査資料を含めた報告書を刊行するとともに、それに基づく適切な保存管理を図る。

また、指定地内にある市道の歩道予定地については、調査結果が明らかになるまで整備を見合わせる。その他、大アラコ古窯跡周辺の関連遺跡等の位置づけについて、調査研究を進める。

（２）土地所有・利用と地形

指定地の大部分が私有地で、農地として利用されているため、調査等の実施には土地所有者の同意、農地関係の法令の調整が必要である。今後、円滑な調査等の実施とともに、適切な保存管理のため、調査結果に基づく整備計画を元に必要な範囲の公有地化を図る。

過去の農地造成や道路工事により指定時から地形が改変されており、史跡の保存に適した地形の復旧の方法を検討する必要がある。

大アラコ古窯跡の管理団体について検討し、指定していく必要がある。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

現在、史跡の説明看板、標柱を設置しているものの老朽化が進んでいる。しかし、指定地内の構造物の再整備については、再調査の結果を待つ必要があり、土地所有者の同意も必要のため、説明看板の内容更新以外は当面現状維持を図る。

再調査による研究や公有地化の進捗を受けて、史跡の保存管理の観点から適切な位置・構造・内容へと変更（再整備）を図る。

（４）日常の清掃、管理等

遺構に影響のない範囲での農地利用や土地の維持管理について、土地所有者との協議を継続的に行う。また、土地所有者の代替わりや耕作者の変更等に備えて、指定地内での耕作や日常管理の方法等について、土地所有者と協議してマニュアル化するなど、明確化を図る。

（５）災害

地震等による大規模被害（地割れ等）を想定し、事前に基本的な対策や連絡の方法等について検討し定めておく。

３ 伊良湖東大寺瓦窯跡

（１）史跡の遺構・指定範囲

伊良湖東大寺瓦窯跡については、指定地が分筆されておらず地番の中の一部となっているため、独立行政法人水資源機構と協議しながら、正式な境界杭（仮杭は設置済）を設置し指定地を囲む柵の維持保全を図る。

（２）土地所有・利用と地形

指定地内は史跡として整備済みであり、今後も現状を維持する。

初立池の工事により、築窯された当時の周辺を含めた地形は失われている。初立池の堤体に影響するため、周辺地形の現状復旧は不可能である。

指定地は独立行政法人水資源機構の初立池の区域の一部であるため、公有地化は困難であるが、史跡の保存に悪影響を及ぼすような土地利用が生じる可能性は少ない。

伊良湖東大寺瓦窯跡の管理団体について独立行政法人水資源機構と調整し、指定していく必要がある。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

現在、柵や石列、石柱、説明看板等が整備済みであり、今後は研究成果を反映する内容に更新していく説明看板以外は保存、活用のための整備計画に基づく再整備まで現状を維持する。

（４）日常の清掃、管理等

独立行政法人水資源機構（旧愛知用水公団）と田原市教育委員会（旧渥美町教育委員会）が締結した「伊良湖東大寺瓦窯跡の管理に関する協定書」をもとに、市が日常管理を実施しており、今後も現状を維持する。

（５）災害

豪雨等の自然災害によって指定地内の土砂が流れる可能性があるため、対策を検討し、実施する必要がある。

地震等による大規模被害（地割れ等）を想定し、事前に基本的な対策や連絡の方法等について独立行政法人水資源機構と協議し定めておく。

第３節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

１ 史跡の現状変更の取扱に関する法令・基準

（１）取扱の原則

「文化財保護法」（以下「法」という）第 125 条の規定により、史跡に関し「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）」をしようとするときは、原則として文化庁長官の許可を受けなければならない。

ただし、「法」第 125 条第 1 項のただし書きにて、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置をとる場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」に関する行為は現状変更等の許可が不要とされている。また、「法」第 184 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲は「法施行令」第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。さらに、権限移譲された現状変更等の取扱基準は、「法施行令」第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下「事務処理基準」という）に定められている。

こうした関連法令・基準に即した取扱を原則とする。

（２）現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場合には、現状変更等の許可をすることができないとされている。

○史跡の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

- 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

（３）現状変更等の許可が不要な行為

「法」第125条第1項のただし書きにて、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置をとる場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」に関する行為を現状変更等の許可不要行為とされている。このうち、「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条により、以下のように定められている。

- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

ただし、「法」に基づいて、き損が生じた場合には「き損届」を、また、き損箇所の復旧を行う場合は「復旧届」を、それぞれ文化庁長官に提出する必要がある。

これらを踏まえ、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準について、以下のように整理する。

２ 史跡の現状変更等の取扱方針

史跡の現状変更等に係る許可は、文化庁長官あるいは田原市教育委員会が法令に定められた基準に基づき判断することとなる。本計画で示す保存の方針に基づき、対象史跡の現状変更等の取扱方針を以下のように定める。

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を及ぼすおそれのある行為は認めない。
- 地形の改変は、原則認めない。ただし、き損した地形の現状復旧については、十分な調査研究成果に基づいて、文化庁の許可のもと認める。
- 史跡の保存管理・活用・整備のため必要なもの、所有者が管理上必要とするものについては、遺構に影響を及ぼさないことを前提に、遺構の保護や確認をするための試掘・確認調査や田原市教育委員会による立会等の条件を満たす場合に認める。
- 認められた現状変更行為にあつては、史跡景観に調和したものとする。
- 現状変更許可申請の際は、事前に関係機関等と十分な協議を行う。

3 百々陶器窯跡における取扱基準

百々陶器窯跡の現状を踏まえ、取扱基準を表 20 のように整理する。

表 20 史跡指定地内の現状変更の取扱基準（百々陶器窯跡）

項目 (例示)	行為	取扱基準	許可 権者	※2 法令根拠
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変は史跡整備のもの以外認めない。	文化庁	①
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	必要に応じて認める。	文化庁	①
	必要な試験材料の採取（ボーリング）	必要に応じて認める。	市	②チ
	保存のための調査	発掘調査及び障害物の除去、その他調査のために必要な措置を行う場合は認める。	市	④
建築物等 (プレハブ、仮設トイレ等の仮設建物)	新築・増築・改築	必要に応じて認める。	文化庁	①
		2年以内の期間限定の建築面積 120 m ² 以下の小規模建築物の新築・増築・改築は必要に応じて認める。	市	②イ
工作物 (テント、柵、車止め、ベンチ、ごみ箱等)	設置	公益上必要なもので、地形の改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	改修	公益上必要なものに限り認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過したもの。設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
道路等 (歩道、農道、通路等含む)	設置	認めない。	-	-
	舗装、修繕	地形改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
史跡の管理に必要な施設※1 (標識、説明板、境界杭、囲いその他の施設)	設置	遺構に影響のないものは認める。	市	②ニ
	改修	遺構に影響のないものは認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過したもの。設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
地下埋設物	設置、改修	公益上必要なもので、遺構への影響のないものに限り認める。	文化庁	①
立竹木	植栽・抜根	遺構への影響のないものに限り認める。	文化庁	①
	維持管理	日常的な維持の措置（古損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理など）については、許可を要しない。	-	①
	伐採	史跡の保存管理や景観の維持など、必要に応じて認める。	市	②ト
自然災害などにより史跡が被害を受けた場合の措置	現状復旧、応急措置、応急措置に必要なテントやプレハブ等の設置	非常災害のために必要な応急措置、史跡の保存への影響が軽微な対策工事及びそれに伴うものは、許可を要しない。	-	①、⑤
	史跡の価値に影響を与える根本的な復旧工事	必要に応じて認める。	文化庁	

※1 「文化財保護法」 第 115 条第 1 項

※2 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

① 「文化財保護法」 第 125 条第 1 項

② 「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 1 号（カタカナは号の細分を示す）

③ 「農地法」 第 4 条、5 条及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2

④ 「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 2 号

⑤ 「文化財保護法」 第 127 条第 1 項、現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条

4 大アラコ古窯跡における取扱基準

大アラコ古窯跡の現状を踏まえ、取扱基準を表 21 のように整理する。

表 21 史跡指定地内の現状変更の取扱基準（大アラコ古窯跡）

項目 (例示)	行為	取扱基準	許可 権者	※2 法令根拠
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変は史跡整備のもの以外認めない。	文化庁	①
	地形の現状復旧	必要に応じて認める。	文化庁	①
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	必要に応じて認める。	文化庁	①
	必要な試験材料の採取（ボーリング）	必要に応じて認める。	市	②チ
	保存のための調査	発掘調査及び障害物の除去、その他調査のために必要な措置を行う場合は認める。	市	④
建築物等 (プレハブ、仮設トイレ等の仮設建物)	新築・増築・改築	必要に応じて認める	文化庁	①
		2年以内の期間限定の建築面積 120 ㎡以下の小規模建築物の新築・増築・改築は必要に応じて認める。	市	②イ
工作物 (テント、柵、車止め、ベンチ、ごみ箱等)	設置	公益上必要なもので、地形の改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	改修	公益上必要なものに限り認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
道路等 (歩道、農道、通路等含む)	設置	認めない。	-	-
	舗装、修繕	地形改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
史跡の管理に必要な施設※1 (標識、説明板、境界杭、囲いその他の施設)	設置	遺構に影響のないものは認める。	市	②ニ
	改修	遺構に影響のないものは認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
地下埋設物	設置、改修	公益上必要なもので、遺構への影響のないものに限り認める。	文化庁	①
農地	耕作 (日常的な農作物の管理や遺構に影響しない程度の深耕を含む)	許可を要しない。ただし、天地返し等の深耕で遺構に影響が及ぶものは認めない。	-	-
	果樹植栽	認めない。	文化庁	①
自然災害などにより史跡が被害を受けた場合の措置	現状復旧、応急措置、応急措置に必要なテントやプレハブ等の設置	非常災害のために必要な応急措置、史跡の保存への影響が軽微な対策工事及びそれに伴うものは、許可を要しない。	-	①、⑤
	史跡の価値に影響を与える根本的な復旧工事	必要に応じて認める。	文化庁	

※1 「文化財保護法」 第 115 条第 1 項

※2 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

①「文化財保護法」 第 125 条第 1 項

②「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 1 号（カタカナは号の細分を示す）

③「農地法」 第 4 条、5 条及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2

④「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 2 号

⑤「文化財保護法」 第 127 条第 1 項、現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条

5 伊良湖東大寺瓦窯跡における取扱基準

伊良湖東大寺瓦窯跡の現状を踏まえ、取扱基準を表 22 のように整理する。

表 22 史跡指定地内の現状変更の取扱基準（伊良湖東大寺瓦窯跡）

項目 (例示)	行為	取扱基準	許可 権者	※2 法令根拠
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変は史跡整備のもの以外認めない。	文化庁	①
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	必要に応じて認める。	文化庁	①
	必要な試験材料の採取（ボーリング）	必要に応じて認める。	市	②チ
	保存のための調査	発掘調査及び障害物の除去、その他調査のために必要な措置を行う場合は認める。	市	④
建築物等 (覆屋等)	新築・増築・改築	必要に応じて認める	文化庁	①
		2年以内の期間限定の建築面積 120 ㎡以下の小規模建築物の新築・増築・改築は必要に応じて認める。	市	②イ
工作物 (柵等)	設置	公益上必要なもので、地形の改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	改修	公益上必要なものに限り認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過したもの。設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
道路等 (歩道、農道、通路等含む)	設置	認めない。	-	-
	舗装、修繕	地形改変や遺構への影響のないものに限り認める。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
史跡の管理に必要な施設※1 (標識、説明板、境界杭、囲いその他の施設)	設置	遺構に影響のないものは認める。	市	②ニ
	改修	遺構に影響のないものは認める。	文化庁	①
		設置の日から 50 年を経過したもの。設置の日から 50 年を経過していないもの。	市	②ハ
	除却	遺構に影響のないものは認める。	市	-
地下埋設物	設置、改修	公益上必要なもので、遺構への影響のないものに限り認める。	文化庁	①
立竹木	植栽・抜根	遺構への影響のないものに限り認める。	文化庁	①
	維持管理	日常的な維持の措置（草刈、落葉処理など）については、許可を要しない。	-	①
	伐採	史跡の保存管理や景観の維持など、必要に応じて認める。	市	②ト
自然災害などにより史跡が被害を受けた場合の措置	現状復旧、応急措置、応急措置に必要なテントやプレハブ等の設置	非常災害のために必要な応急措置、史跡の保存への影響が軽微な対策工事及びそれに伴うものは、許可を要しない。	-	①、⑤
	史跡の価値に影響を与える根本的な復旧工事	必要に応じて認める。	文化庁	

※1 「文化財保護法」 第 115 条第 1 項

※2 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

① 「文化財保護法」 第 125 条第 1 項

② 「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 1 号（カタカナは号の細分を示す）

③ 「農地法」 第 4 条、5 条及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2

④ 「文化財保護法施行令」 第 5 条第 4 項第 2 号

⑤ 「文化財保護法」 第 127 条第 1 項、現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条

第8章 活用

第1節 活用の方向性

3 史跡に共通する活用の基本的な方向性を以下のように定める。

- 『田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画』（2020）に基づいて、生まれ育った地域の教育資源やそれらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習（ふるさと学習）の一環として、渥美窯に関する普及啓発事業を継続実施する。

（小・中学校、高等学校との連携によるふるさと学習の一環として、児童・生徒を対象に身近な窯跡や渥美窯全般についての見学や講座を取り入れる。また、児童・生徒だけでなく教職員向けの講座等を行い授業等での活用を促す等）

- 田原市博物館、ふるさと教育センター等において、渥美窯に関する常設展示、企画展、出前講座等を継続するとともに、発掘調査や研究に基づいた展示内容の充実を図る。

（内容についてのアンケート等を実施して展示や説明内容の充実を図る等）

- 渥美窯に関する情報を活字化（印刷物）やデジタル化し、インターネットや SNS 等を活用して幅広い層への周知、DX 推進を図る。

（渥美窯について手軽に見ることのできるリーフレットや渥美窯の各窯跡の解説のあるパンフレットや窯跡マップなどを作成し、ホームページ上でも公開する。また、SNS 等を活用して渥美窯に関して多くの人々との交流を進める等）

- 史跡の現地見学がしやすいようにアクセスや説明看板などを整備するほか、発掘調査等の現地説明会や調査成果発表会等を実施する。

（渥美窯ウォークやサイクリングなどのイベント開催、説明看板の内容充実、現地で実際に窯跡の様子を映像で見ることができる AR 映像の提供、専門家による詳しい現地見学会などを計画し実施する等）

- 他地域との連携による渥美窯の価値についての理解を深めていく。

（県内の瀬戸窯や常滑窯などの窯跡・史跡との連携、県外の静岡県湖西市の湖西窯、岐阜県多治見市の美濃窯、平泉や鎌倉などの渥美窯製品の出土地との連携を図る等）

第2節 各史跡の活用の方法

史跡ごとに、普及啓発、出土遺物、現地見学・現地説明、周辺施設等との連携について、活用の方法を整理する。

1 百々陶器窯跡

（1）普及啓発

史跡に関する情報が『渥美郡史』の記載と、現地確認及び表採遺物から確認できることに

限られており、活用が難しいのが現状である。その中で『渥美郡史』や1921（大正11）年史跡指定など、百々陶器窯跡の情報を元に当時の文化財保護の歴史を伝えながら、市による新たな確認調査をはじめ、保存管理上必要な調査を行う。その成果を説明会や講座、展示など普及啓発の取組に活かす。

また、百々陶器窯跡周辺に所在する六連小学校、百々自治会との連携や出前講座などで情報を発信する。ふるさと学習における地域の史跡や歴史の中で重要な場所として百々陶器窯跡を認識してもらえるように周知を図る。

（２）出土遺物

収蔵している表採遺物（山茶碗・甕片等）に加え、今後実施する発掘調査による出土遺物についての調査研究を推進し、その成果を普及啓発や展示内容の充実などに活かす。

（３）現地見学・現地説明

調査研究の成果に基づいて、説明看板の内容の充実を図るとともに、ホームページやSNS等による情報発信を図る。周辺の地形や自然林を利用した窯跡の環境について周知する。

また、車で現地を訪れる見学者などのアクセスを向上させるため、国道42号に設置している案内看板などの充実や駐車場の確保についても検討する。

（４）周辺施設等との連携

史跡活用のため周辺施設（六連小学校、集会場、市民館、道の駅などの便益施設、史跡周辺の空地など）と史跡との連携について検討する。また、周辺の観光資源等と関連づけて普及啓発を進める。



図 99 百々陶器窯跡の活用イメージ図

2 大アラコ古窯跡

(1) 普及啓発

田原市博物館等の展示内容の充実を図り、大アラコ古窯跡を含む渥美窯に関する情報の発信や普及啓発を図る。大アラコ古窯と関連のある東海地方の窯業地や東北、関東地方などの渥美窯製品出土地と連携して展示やイベントを実施する。

また、大アラコ古窯跡周辺の野田小学校や野田自治会との連携や出前講座などで情報を発信し、地域の史跡や歴史についての周知を図る。地域の歴史の中で、ふるさと学習における重要な場所として大アラコ古窯跡を認識してもらえるようにさらなる周知を図る。

(2) 出土遺物

窯跡の操業時期が推定できる藤原顕長銘短頸壺、古瀬戸窯より早い時期に生産された施釉陶器などの大アラコ古窯跡に特徴的な出土遺物を活用し、博物館等の展示内容や情報発信の内容の充実を図る。さらに、出土遺物に関する調査研究を進め、その成果を普及啓発や展示内容の充実などに活かし、文化財指定を目指す。

(3) 現地見学・現地説明

調査研究の成果に基づいて、説明看板に窯跡の位置を明示するなど内容の充実を図るとともに、ホームページやSNS等による情報発信を図る。また、車で現地を訪れる見学者などのアクセスを向上させるため、県道高松石神線やサンテパークたはら（農業公園）からの案内看板の充実や現地の駐車場の確保についても検討する。

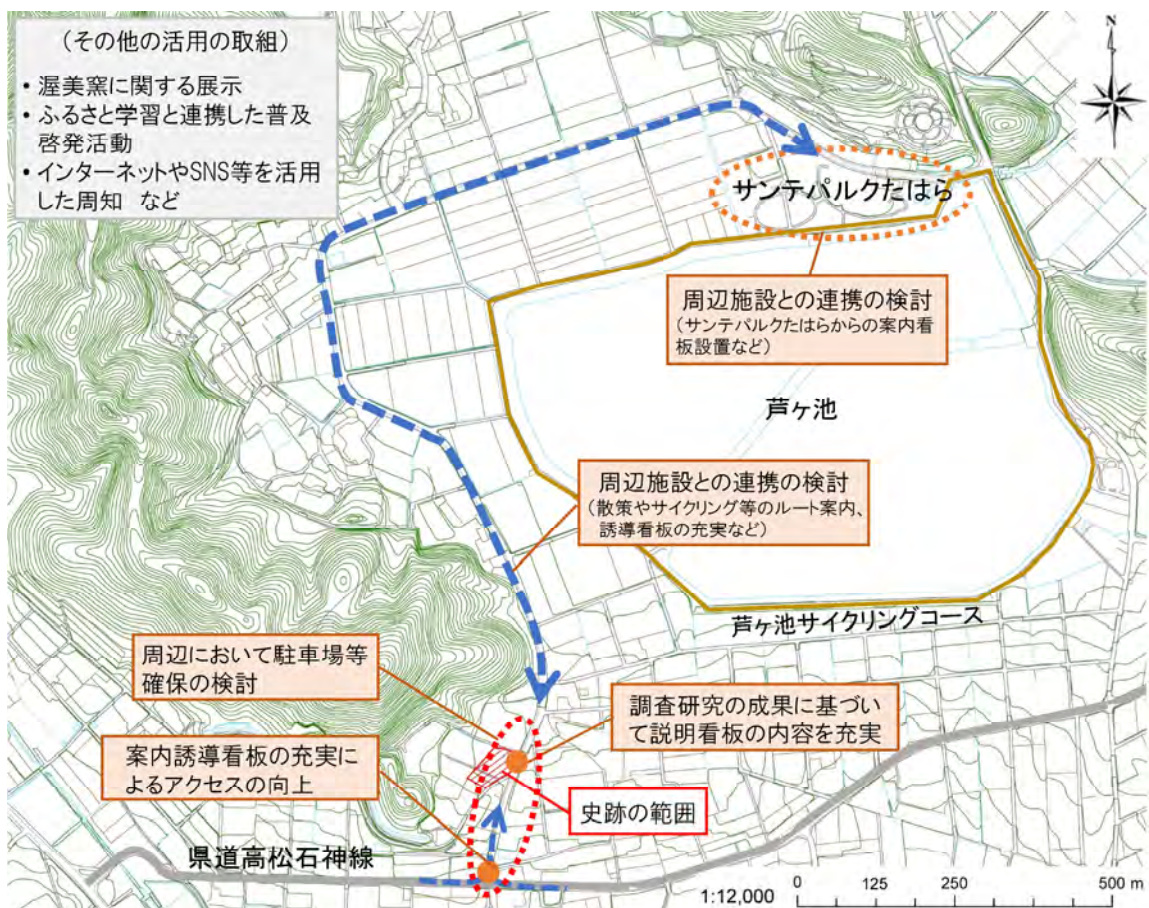


図 100 大アラコ古窯跡の活用イメージ図

（４）周辺施設等との連携

サンテパークたはら、ふるさと教育センター、野田小学校等と大アラコ古窯跡の連携を図る。サンテパークたはらで史跡紹介、散策やサイクリング等のルート案内などを検討する。また芦ヶ池や山崎遺跡、向山古墳群など周辺の歴史的なスポット等と関連づけて普及啓発を進める。

３ 伊良湖東大寺瓦窯跡

（１）普及啓発

渥美郷土資料館、田原市博物館などで、幅広い層への普及啓発のため展示内容の充実を図る。また、「東大寺サミット」（東大寺建立にかかわった全国 13 自治体のサミット）を活用して全国に向けた普及啓発に取り組む。

また、伊良湖東大寺瓦窯跡周辺の学校との連携や出前講座などで情報を発信し、地域の史跡や歴史についての周知を図る。地域の歴史の中で、ふるさと学習における重要な場所として伊良湖東大寺瓦窯跡を認識してもらえよう周知を図る。

（２）出土遺物

県指定文化財の伊良湖東大寺瓦窯跡出土品の展示等を通して活用し、その価値を周知していく。瓦類は東大寺と伊良湖との関係を示す資料であり、東大寺と連携をして普及啓発を進める。さらに、出土遺物に関する調査研究を進め、その調査研究の成果を普及啓発や展示内容の充実などに活かす。



図 101 伊良湖東大寺瓦窯跡の活用イメージ図

（３）現地見学・現地説明

史跡は既に一定の整備がされているが、現地で東大寺瓦窯跡の窯体や遺物について、より分かりやすく伝えるため、説明看板の内容の充実を図るとともに、ホームページや SNS 等による情報発信を図る。また、現地へのアクセス向上のため、国道 259 号、国道 42 号からの案内看板の充実についても検討する。

（４）周辺施設等との連携

初立池公園との連携を図るため、公園内に設置されている地図への史跡及び史跡へのルートの記載、公園駐車場への案内看板等の設置を図る。

皿焼古窯館と伊良湖東大寺瓦窯跡について、双方の説明看板の内容充実、散策やサイクリング等のルート案内などについて検討する。

伊良湖地域にある観光資源、歴史的なスポット等と連携して普及啓発を進める。

第9章 整備

第1節 整備の方向性

3史跡に共通する整備の基本的な方向性を以下のように定める。

○史跡を保存するための整備を行う。

百々陶器窯跡と大アラコ古窯跡では、史跡の保存を図る上で、窯体の位置や史跡の範囲を明確化する必要がある。また、指定地内の道路や構造物について適切な管理をして、必要に応じて再整備をしていく必要がある。史跡の保存のために必要な周辺地域も含めた整備計画を検討していく。

○史跡を活用するための整備を行う。

市民や来訪者に渥美窯や本市の歴史文化への理解を深めてもらうため、遺構の表示、説明看板の設置、史跡周辺での便益施設の整備などを行い、史跡を容易に活用できるようにする。また、史跡へのアクセスの向上や周辺施設との連携などにも取り組む。

○実情に即して段階的に整備を行う。

調査研究が十分でない史跡については、まず保存管理に必要な調査を実施し、その結果に基づいて整備や活用の方法を定める。なお、大アラコ古窯跡については、調査成果を踏まえて公有地化や地形の復旧なども視野に入れつつ適切な整備のあり方について検討する。

○渥美窯全体で統一感のある整備を行う。

3史跡が持つそれぞれの価値に対応しつつ、渥美窯としての統一感がある整備を行う。

第2節 各史跡の整備の方法

史跡ごとに、史跡保存のための整備、土地所有と公有地化、法規制、標識・説明看板等、植栽・緑化等、便益施設について、整備の方法を整理する。

1 百々陶器窯跡

(1) 史跡保存のための整備

指定地には窯体が3基以上存在するが、少なくとも1基の窯体は現在の指定地外に及んでいることから、指定地外を含めた調査を実施し、その調査結果に基づいて指定範囲を検討し、史跡の範囲を明示した上で境界杭を設置する。

百々陶器窯跡は土のうによる窯体の埋め戻しが行われた状態であるため、調査結果を踏まえて窯体の位置の明示や指定地周辺の地形も含めた適切な保存管理を図るための整備内容を検討する。

（２）土地所有と公有地化

調査の結果、指定地の見直しで範囲内に新たに私有地が含まれる場合は整備計画を検討した上で、その計画に基づき公有地化を進める。調査結果に基づく整備内容によっては、周辺土地利用（主として農地）との調整が必要となる場合があり、留意して検討する。

（３）法規制

土地の造成や構造物等を設置する場合、都市・建築・農政・環境関係法令の手続きが必要になる場合があり、留意して検討する。

（４）標識・説明看板等

調査研究結果に基づいて説明看板の内容を更新する。石柱、看板基礎は過去の整備の貴重な資料であり、そのまま保存しておく。また、指定範囲の見直しを図った後、正式な境界杭等を設置する。

（５）植栽・緑化等

指定地内は自然林となっているため、指定地内の樹木の根などが史跡の保存管理に影響を及ぼさないよう、適切な計画を検討する。史跡地内及び周辺について、必要に応じて植栽など自然環境調査を実施するとともに、調査結果に基づいて植栽や緑化についても検討する。

（６）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（国道 42 号）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。

指定地の周辺に見学者用の便益施設（公園、駐車場、トイレ等）の設置を検討するため、田原市庁内、地元との協議を進める。

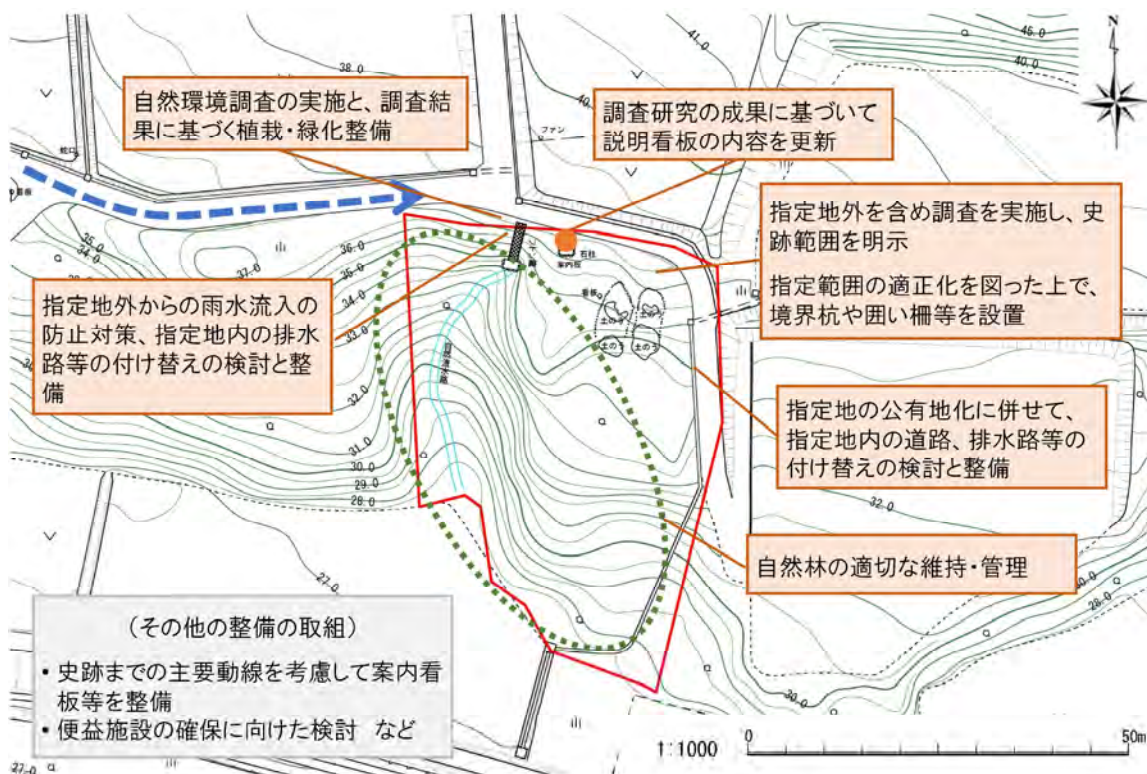


図 102 百々陶器窯跡の整備イメージ図

2 大アラコ古窯跡

(1) 史跡保存のための整備

確認されている窯体9基の位置が不明確であり、数基が指定地外に位置する可能性があることから、正確な窯体の位置の確認や指定後の地形改変範囲を確認するために確認調査を行う。そして、窯体と指定範囲の位置関係や地形改変の範囲を示す図の作成を行う。調査成果を基に指定地の見直しを行い、指定範囲を正しく明示する境界杭を設置する。その上で、発掘調査を実施しながら、適切な保存管理を図るため史跡周辺を含めた整備内容を検討する。また、整備内容にあわせて公有地化や史跡周辺を踏まえた地形の復旧の方法についても検討する。指定地は、確認調査や発掘調査の成果を基に窯体の位置、規模、状況等について現地でわかりやすく理解できるような工夫をした整備が必要である。大アラコ古窯跡の説明や出土品、窯体の模型等については、サンテパルクたはら（農業公園）、ふるさと教育センター等の施設で展示コーナー等を設けることを検討する。将来的には史跡の周辺に大アラコ古窯跡を中心とした渥美窯についてのわかりやすい説明や展示のあるガイダンス施設の設置を検討する。

史跡指定地内にある市道の歩道予定地については、調査結果が明らかになるまで整備を見合わせる。

関連遺跡等の位置づけについては、調査研究を進め、必要に応じて整備を検討する。

(2) 土地所有と公有地化

史跡の大部分が公有地化されていないため、調査結果に基づく整備計画を策定し、その計画の中で公有地化に向けた検討を進める。

今後の整備計画に向け、地形の現状復旧や周辺土地利用の課題整理を行う。

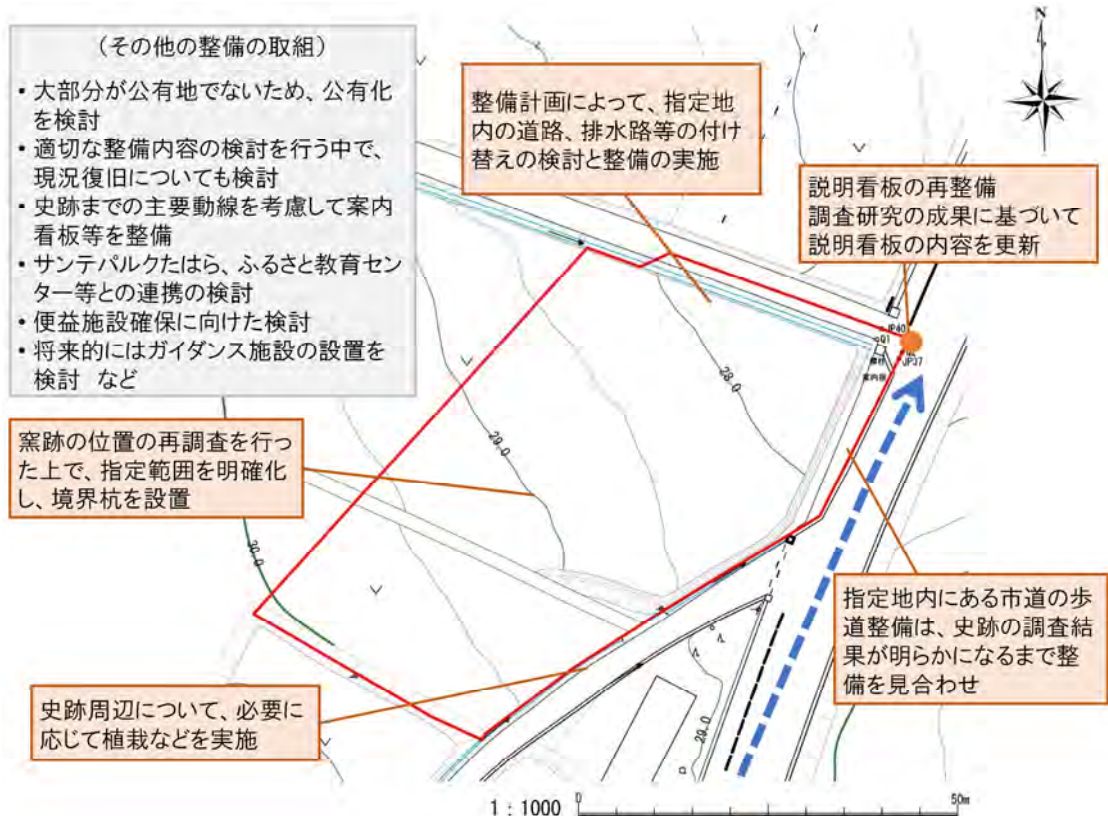


図 103 大アラコ古窯跡の整備イメージ図

（３）法規制

土地の造成や構造物等を設置する場合、都市・建築・農政・環境関係法令の手続きが必要になる場合があり、留意して検討する。

（４）標識・説明看板等

既存の説明看板等をわかりやすい説明看板等に更新する。併せて、調査研究結果に基づいて説明内容を充実させ、更新していく。

指定地内の道路、排水路等の付け替えについては、整備計画の中で検討する。

（５）植栽・緑化等

史跡周辺について、整備計画の中で景観に適した植栽や緑化の整備を検討する。

（６）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（県道高松石神線）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。

指定地の周辺に見学者用の便益施設（駐車場、トイレ等）を確保するため、田原市庁内、地元との協議を進める。

サンテパルクたはらと連携を図り、便益施設を利用できるように調整を図る。

３ 伊良湖東大寺瓦窯跡

（１）史跡保存のための整備

伊良湖東大寺瓦窯跡は周辺を含め整備済みであるため、現状を維持しつつ、今後の整備計画の中で他の史跡と渥美窯としての統一感のある整備内容を検討する。

（２）土地所有と公有地化

指定地は独立行政法人水資源機構の初立池の区域の一部であるため、公有地化は困難であるが、史跡の保存や整備に悪影響を及ぼす可能性は少ない。

（３）法規制

土地の造成や構造物等を設置する場合、都市・建築・農政・環境関係法令の手続きが必要になる場合があり、留意して検討する。

（４）標識・説明看板等

既存の説明看板の内容の充実、柵等の維持・充実を図る。

（５）植栽・緑化等

史跡の保存のために芝などの植栽の整備を検討する。

（６）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（国道 259 号、国道 42 号）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。初立池公園の便益施設を活用することとし、公園内に案内看板を設置するなど連携強化のための整備を検討する。

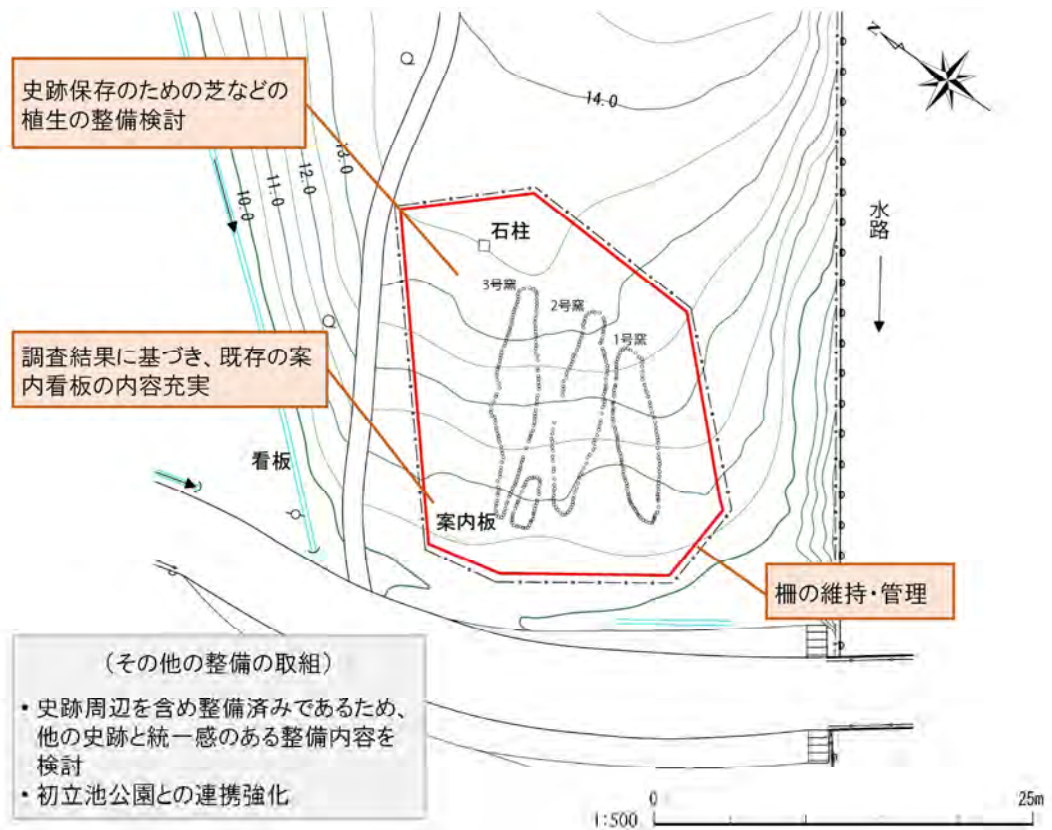


図 104 伊良湖東大寺瓦窯跡の整備イメージ図

第10章 運営及び体制の整備

第1節 保存活用事業の運営・体制（人員・組織）のあり方

文化財課では、現在、他の行政や研究機関、地域等との連携が不十分であり、保存活用等の取組をさらに充実していくため、これらとの連携体制の構築を図る。

史跡を適切に保存管理するためには公有地化が望ましい。しかし、土地の公有化が困難な場合は、史跡の土地所有者や関係者による史跡の適切な保存管理のため、地域コミュニティ、地域住民、市民団体等とも連携を図りながら、所有者と市と協力して適切な保存管理を運用していくための仕組みの構築を図る。

さらに、保存活用計画に基づいて、関係者や関係機関との連携のもと、統一的な運営・体制の構築を図る。

第2節 庁内の連携・情報共有の方法

保存活用事業の運営にあたっては、庁内の文化財担当部署のみならず、学校教育・生涯学習・商工観光課等の部署との連携、さらに農政・建設・維持管理・街づくり推進・建築課等の部署との調整が必要である。そのため、今後、保存活用に関係する部署との情報共有や連携・調整を図るための庁内連携の仕組みの構築を図る。

さらに、保存活用の効果的な推進のため、『田原市総合計画』のような上位計画への位置づけを進める。

第3節 他の機関・組織等との連携・情報共有の方法

地元自治会や地域住民とは、史跡の日常的な管理の委託等に留まっており、今後は保存活用事業への参画など発展的な展開への取組が期待される。

史跡を管理する地元自治会との連携の強化、参画する市民や市民団体等の育成や活動支援など、史跡の管理・活用に向けて、地元自治会や市民、市民団体等との連携体制の構築を図る。

国や県、他市町村、大学、その他有識者等とは、今後、史跡の調査研究が検討される中で、史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画策定委員会での策定内容を踏まえて、一層の連携が求められる。国や県、他市町村、大学、有識者等からの指導・助言並びに国や県からの財政的な支援を受けながら計画を推進するため、連携体制の構築を進める。

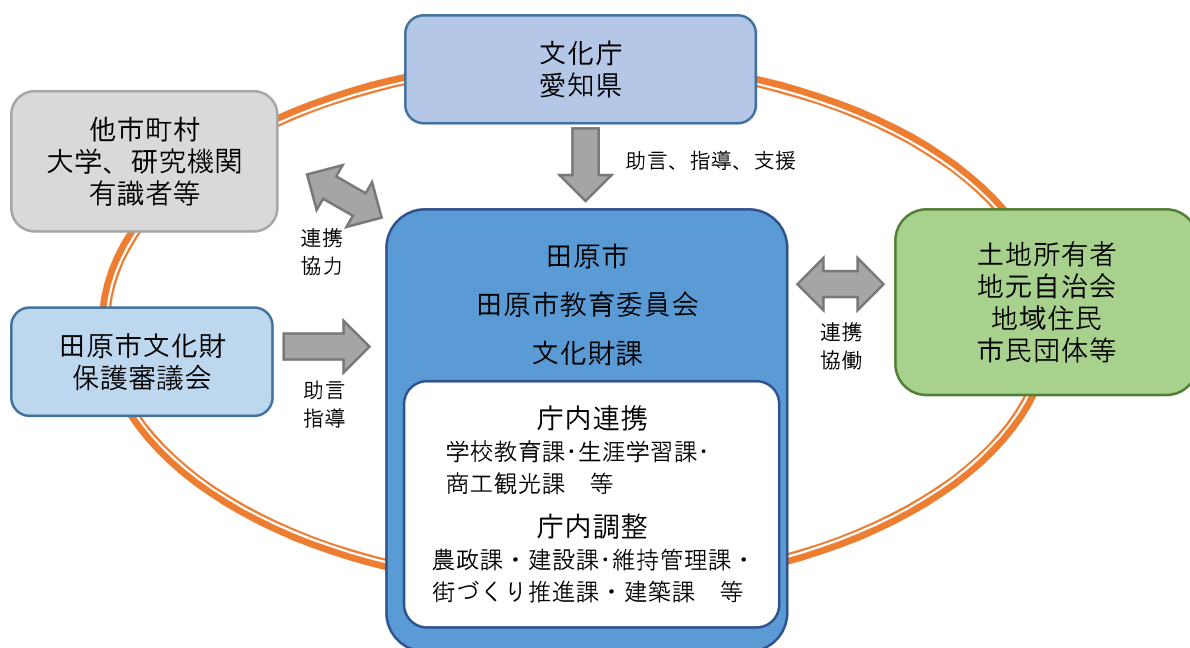


図 105 総合的な保存活用事業の推進体制のイメージ図

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 施策の実施計画の期間

第 7 章から第 10 章までに示した、保存、活用、整備、並びに運営及び体制の整備の方針を踏まえ、その実現に向けた施策の実施計画を表 23～26 のとおり定める。なお、本計画では 2022（令和 4）年度～2026 年度を「短期」、及び 2027 年度～2031 年度を「中期」として基本的な取組期間とするが、さらにその先も展望して示した方針もあることから、2032 年度以降の「長期」も視野に入れて計画を策定する。

事業実施にあたっては百々陶器窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡より窯跡や地形改変の確認など課題の多い大アラコ古窯跡を優先する。

第 2 節 3 史跡に共通する施策の実施計画

3 史跡に共通する施策の実施計画について、表 23 のとおり定める。

表 23 3 史跡に共通する施策の実施計画

区分	施策項目	概要	期間※1		
			短期	中期	長期
保存 (保存管理)	日常の清掃、管理	除草や清掃等			
	清掃、管理方法の検討	史跡の保存に適した方法の検討、担い手との調整、マニュアル化などの検討			
	災害対策	大規模被害に備え、事前に対策の手順や連絡調整方法等の策定			
活用	普及啓発	ふるさと学習の一環として、見学、講座、授業での活用など			
	展示	田原市博物館、ふるさと教育センター等での展示			
	渥美窯に関する情報発信	インターネットや SNS 等を通じた情報発信			
	他地域との連携	県内外の関連のある窯跡・史跡、渥美窯製品出土遺跡のある施設等との連携や交流			
運営 及び 体制	文化財課の体制強化	人員（専門職員、事務職員）の増員			
	連携体制の強化	国や県、他市町村、大学、その他有識者等との連携体制の構築・強化			
	地域・市民等との連携の強化	地域住民や市民団体、土地所有者、関係者等との連携関係の構築			
	庁内体制の構築	庁内連携、情報共有の仕組みの構築			
	上位計画への位置づけ	史跡の保存、活用、整備施策を総合計画など上位計画に位置づけ			

※1 短期：2022 年度～2026 年度、中期：2027 年度～2031 年度、長期：2032 年度～

第3節 各史跡の施策の実施計画

1 百々陶器窯跡

表 24 百々陶器窯跡の施策の実施計画

区分	施策項目	概要	期間※1		
			短期	中期	長期
保存 (保存管理)	仮杭の設置	現在の史跡指定範囲を明示	→		
	確認調査	指定地外を含めた窯体の状況や窯跡関連施設を確認する調査		→	→
	保存管理の検討	調査結果に基づいて保存管理の方法を検討		→	→
	公有地化	新たな指定範囲を公有地化		→	
	農業用道路の移設	現指定地内にある農業用道路を指定地外へ移設			→
	雨水対策	指定地内への雨水の侵入防止策の検討と対策工事の実施	→	→	
活用	普及啓発	説明会や講座、展示など	→	→	→
	出土遺物	収蔵している表採遺物のほか、今後の発掘調査による出土遺物の展示	→	→	→
	現地見学・説明	説明看板の内容充実、案内看板の充実、史跡周辺での駐車場確保の検討	→	→	→
	周辺施設との連携	史跡の周辺施設との連携による利便性の向上の検討		→	→
整備	追加指定、境界杭の設置	調査結果に基づいて指定範囲を見直し、境界杭を設置		→	
	整備内容の検討	発掘調査結果に基づいて保存管理を図るための整備内容を検討		→	→
	説明看板の更新	調査結果に基づいて説明看板の充実、更新		→	→
	石柱等の保存	現在の石柱や看板基礎は当時を知るための資料として保存	→	→	→
	自然林の維持管理	史跡の保存管理に影響しないように計画を検討し実施		→	→
	植栽や緑化	調査結果に基づいて、必要な植栽や緑化について検討し実施		→	→
	案内看板の充実	史跡への主要動線にある案内看板の充実	→		
	便益施設の確保	史跡周辺で見学者用の便益施設の確保を検討		→	→

※1 短期：2022年度～2026年度、中期：2027年度～2031年度、長期：2032年度～

2 大アラコ古窯跡

表 25 大アラコ古窯跡の施策の実施計画

区分	施策項目	概要	期間※1		
			短期	中期	長期
保存 (保存管理)	確認調査	指定地外を含めた窯体の位置や指定後の地形改変などの確認を含む再確認調査	→	→	
	発掘調査報告書の刊行	確認調査や過去の発掘調査資料を含めて作成	→		→
	保存管理の検討	調査結果に基づいて保存管理の方法を検討		→	→
	周辺遺跡の調査	大アラコ古窯跡周辺の関連遺跡等の調査研究		→	→
	公有地化	調査結果に基づく整備計画を元に必要な範囲を公有地化			→
	管理団体	管理団体の指定	→		
	地形の復旧方法の検討	過去の地形改変を踏まえ、史跡の保存に適した地形の復旧方法の検討		→	→
活用	普及啓発	説明会や講座、展示など	→		→
	出土遺物	発掘調査による出土遺物の展示、文化財指定	→		→
	現地見学・説明	説明看板内容の充実、案内看板の充実、史跡周辺での駐車場確保の検討	→		→
	周辺施設との連携	サンテパークたはら（農業公園）、ふるさと教育センターとの連携、展示コーナーの設置等	→	→	
整備	発掘調査	整備内容検討のための調査		→	
	追加指定、境界杭設置	調査結果に基づいて指定範囲を見直し、境界杭を設置			→
	整備内容の検討	発掘調査結果に基づいて保存管理と活用を図るため、公有地化や指定後の地形改変の現状復旧を含めた整備内容を検討		→	→
	説明看板の更新	調査結果に基づいて説明看板の充実、更新			→
	植栽や緑化	調査結果に基づいて、必要な植栽や緑化について検討し実施		→	→
	案内看板の充実	史跡への主要動線にある案内看板の充実	→		
	便益施設の確保	史跡周辺やサンテパークたはらで見学者用の便益施設の確保を検討		→	→
	ガイダンス施設の設置検討	史跡付近にガイダンス施設の設置を検討			→

※1 短期：2022年度～2026年度、中期：2027年度～2031年度、長期：2032年度～

3 伊良湖東大寺瓦窯跡

表 26 伊良湖東大寺瓦窯跡の施策の実施計画

区分	施策項目	概要	期間※ ¹		
			短期	中期	長期
保存 (保存管理)	管理団体	管理団体の指定	→		
	境界杭設置	独立行政法人水資源機構と調整し、 正式な境界杭を設置	→		
	柵の維持保全	指定地を囲む柵の維持保全	→	→	→
	史跡の現状維持	再整備まで現状を保存管理し維持	→	→	→
活用	普及啓発	説明会や講座、展示など 「東大寺サミット」を活用した普及 啓発	→		→
	出土遺物	出土遺物の調査研究成果を活かした 普及啓発	→	→	→
	現地見学・説明	説明看板の内容の充実、案内看板の 充実	→	→	
	周辺施設との 連携	初立池公園との連携（散策ルート案 内、案内看板設置等）、皿焼古窯館と の連携	→	→	→
整備	再整備の検討	他の史跡を含めた整備計画の検討			→
	境界杭設置	独立行政法人水資源機構と調整し、 正式な境界杭を設置	→		
	説明看板の更新	説明看板の充実、更新	→	→	→
	植栽や緑化	史跡保存のために芝などの植栽の整 備を検討		→	→
	案内看板の充実	史跡への主要動線にある案内看板の 充実	→		

※¹ 短期：2022 年度～2026 年度、中期：2027 年度～2031 年度、長期：2032 年度～

第12章 経過観察

第1節 経過観察の進め方

本計画の進捗状況に関する経過観察については、計画策定→事業実施等→自己点検→計画の見直しというサイクルで行い、史跡の価値を適切に後世につなげていくこととする。

本計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、「文化財保護法」を基本とする。「文化財保護法」に即し、調和のとれた保存活用を目指すよう心がけ、標識等の設置をとおして基本情報の明示に努め、現状変更等の許可等の手続きを適正に実施する。

計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、計画内容に即しつつ、適宜、『田原市総合計画』など上位計画への位置づけや庁内連携を図りながら、取り組むこととする。

自己点検については、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（2015年3月文化庁）に掲載されている自己点検表をもとに、本市の史跡に応じた項目で田原市教育委員会文化財課が主体となって年1回点検を行う。点検結果は、田原市文化財保護審議会において確認し、文化庁や愛知県等の関係機関と情報の共有を図った上で、計画の見直しへとつなげる。

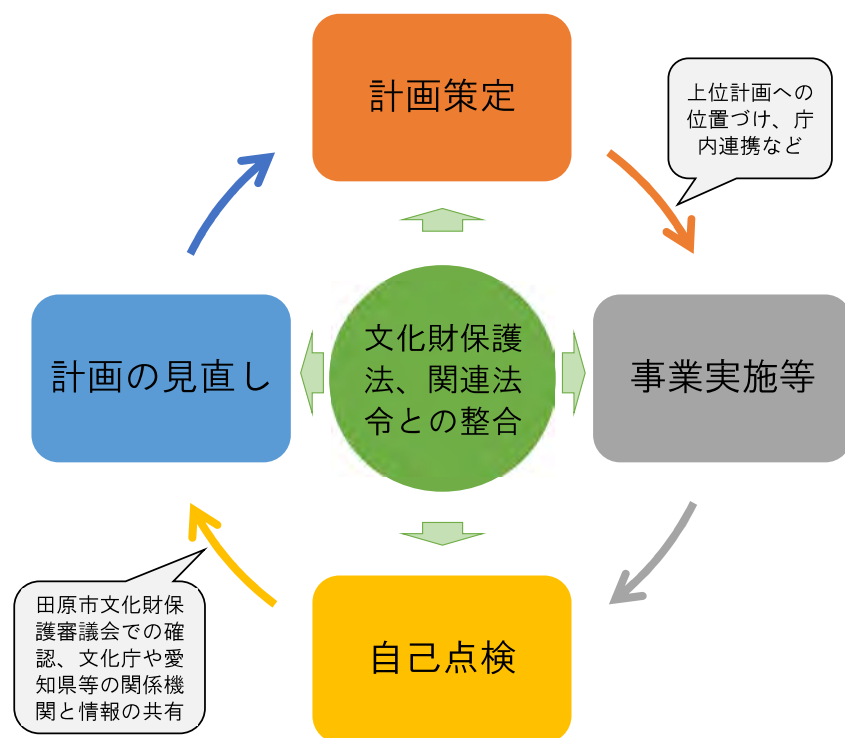


図 106 経過観察の進め方のイメージ図

第2節 自己点検

表 27 の自己点検表（案）を用いて、田原市教育委員会文化財課が主体となって点検を行う。

表 27 自己点検表（案）

史跡の名称					
管理団体／所有者名		／			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等)
(1) 基本情報に関する事 こと	①標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	②境界杭の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	③説明看板は更新されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する事 こと	①保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	②保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する事 こと	①指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	②窯跡、関連遺構に関する確認調査、発掘調査はされているか	1	2	3	
	③有識者、専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	④史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	⑤災害対策は十分されているか	1	2	3	
	⑥保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する事 こと	①日常的な管理はされているか	1	2	3	
	②特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	③史跡周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	④現状変更の基準を定め、実行しているか	1	2	3	
	⑤保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

(5) 公開活用に関する事	①公開が適切に行われているか	1	2	3	
	②史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	③市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	④まちづくりと地域の独自性の創出がされているか	1	2	3	
	⑤文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	⑥体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	⑦パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	⑧外国人向けの対応はされているか	1	2	3	
	⑨ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関する事	①整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	②史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	③遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	④調査内容を元にした地形の復旧がされているか	1	2	3	
	⑤活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	⑥多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	⑦整備後に、整備状況を適切に管理しているか	1	2	3	
	⑧案内看板等は適切に設置されているか	1	2	3	
	⑨整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	⑩整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	⑪整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関する事	①運営について適切に行われているか	1	2	3	
	②体制について十分であるか	1	2	3	
	③他部署との連携について十分であるか	1	2	3	
	④予算確保のための取組はあるか	1	2	3	
	⑤地域との連携について十分であるか	1	2	3	

参考資料

表 28 田原市指定文化財目録

【国指定文化財】

種 別	指定 番号	名 称	数 量	所 在	指定年月日
絵画 (重要文化財)	1217	絹本着色千山万水図	1 幅	田原町南番場 30－ 1	1952. 3. 29
歴史資料 (重要文化財)	4	渡辺崋山関係資料	1 件		1978. 3. 24 (指定替)
		(以下指定物件の明細)			
		紙本着色一掃百態図	1 冊		1955. 2. 2
		絹本墨書自筆墓表	1 幅		1955. 2. 2
		紙本墨画渡辺巴洲像画稿	1 幅		1955. 2. 2
		紙本着色及び墨画			
		渡辺巴洲像画稿 (五図)	1 幅		1955. 2. 2
		紙本淡彩日月大黒天図	1 幅		1955. 2. 2
		崋山先生印	印 22 顆・印矩 3 個・印箱 1 合		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆画論 (画譚絵事御返事)	2 冊		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆遊相記稿	1 冊		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆狂歌草稿	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨書退役願書稿	1 冊		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆渡海願書及び助 郷書類	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆獄中書簡	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨画自筆獄廷素描及び記録	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆遺書 (渡辺立宛)	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆遺書 (椿椿山宛)	1 巻		1955. 2. 2
		紙本墨書自筆手本(忠孝)	1 幅		1955. 2. 2
		自筆扁額 (報民倉)	1 面		1955. 2. 2
		自決脇差(東播土祐国作)	1 口		1955. 2. 2
		絹本着色渡辺崋山像 (椿椿山筆)	1 幅		1955. 2. 2
		紙本着色小集図録及び書簡	1 幅		1955. 2. 2
		紙本墨書麴町一件日録	1 冊		1955. 2. 2
		紙本墨書書簡及び書簡案	1 巻		1955. 2. 2
		渡辺家年譜	1 冊		1957. 2. 19
		崋山先生略伝補 書簡	1 冊		1957. 2. 19
		(渡辺定通、渡辺崋山、妻たか)	1 巻		1957. 2. 19
		書簡 (椿椿山筆)	1 巻		1957. 2. 19
		刀銘吉家	1 口		1957. 2. 19
		短刀銘国次	1 口		1957. 2. 19
		短刀無銘 (菊池槍)	1 口		1957. 2. 19
		絹本着色孔門十哲像	10 幅		1957. 2. 19
		絹本着色孔子像	1 幅		1955. 2. 2
		板絵墨画馬図	1 面		1955. 2. 2
史跡	内務 49	百々陶器窯跡	495 m ²	六連町一本木地内	1922. 3. 8
	文化 37	吉胡貝塚	11, 017. 24 m ²	吉胡町矢崎地内	1951. 12. 26
	文部 3	大アラコ古窯跡	2, 923. 45 m ²	芦町郷津地内	1971. 1. 12

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
史跡	文化70	伊良湖東大寺瓦窯跡	421.22 m ²	伊良湖町瓦場 358-4	1967.12.11
天然記念物	文化32	宮山原始林	37,707 m ²	伊良湖町宮下2842 (2842-123外)	1954.8.3
	文部235	柵のシデコブシ自生地	399.3 m ²	伊川津町柵 1-1	1970.6.19
(参考)					(認定)
重要 美術品	文部105	紙本著色牡丹図 (渡辺崋山筆)	1 幅	田原町南番場 30-1	1940.9.27
		崋山手録壬午畫稿	1 冊		1941.4.9
		崋山手録客坐掌記天保三年ノ年紀	1 冊		1941.4.9
		崋山手録客坐掌記天保九年ノ年紀	1 冊		1941.4.9
	-	紙本墨画山水図 (岡田半江筆)	1 幅		1941.4.9

【県指定文化財】

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
彫刻	2	木造観世音立像 像高 111cm、裾張 29cm	1 軀	大久保町山下 8 (長興寺)	1955.5.6
考古		伊良湖東大寺瓦窯跡出土品	455 点	古田町岡ノ越 6-4 渥美郷土資料展示収蔵館	2020.2.7
天然記念物	1	黒河湿地植物群落	5,462 m ²	大久保町黒河 49-1、49-7	1971.2.8
	19	ハマボウの野生地	297.6 m ²	堀切町新堀西地内	1955.7.1
	30	伊川津のシデコブシ	100 m ²	伊川津町柵 2-1 (宝金 15)	1967.10.30
	告示 第4号	光岩	1 件	赤羽根町西山 1-5	2014.1.24
史跡	33	城宝寺古墳 横穴式石室 (片袖) 玄室 6.4m、巾 2.4m 羨道部 2.3m、巾 1.2m 墳丘高さ 2.4m、12m×7m	622.50 m ² 1 基	田原町稗田 48、49	1975.12.26
	6	皿山古窯群	1,200 m ²	和地町北山 18	1967.3.17
	29	伊川津貝塚	430.9 m ²	伊川津町郷中 87-1.2	1974.10.9

【市指定文化財】

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
絵画	1	商山四皓 (渡辺崋山筆)	2 曲 1 双	田原町南番場 30-1	1988.7.1
	2	風竹之図 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1
	3	糸瓜俳画 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1
	4	母堂栄之像稿 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1
	〃	母堂栄坐像稿 (渡辺崋山筆)	1 幅	田原町南番場 30-1	1988.7.1
	〃	母堂栄像稿 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1
	5	関羽帝之図 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1
	6	鹿之図 (渡辺崋山筆) (福祿寿三幅の一)	1 幅		1988.7.1
	7	両国橋納涼之図 (渡辺崋山筆)	1 幅		1988.7.1

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
絵画	8	四季山水図画冊（渡辺崋山筆）	折本 1 冊	田原町南番場 30- 1	1988. 7. 1
	9	春秋山水図（渡辺崋山筆）	双幅		1988. 7. 1
	10	福田半香像稿（椿椿山筆）	1 幅		1988. 7. 1
	11	渡辺たか坐像稿（椿椿山筆）	1 幅		1988. 7. 1
	〃	渡辺たか像稿①（椿椿山筆）	1 幅		1988. 7. 1
	〃	渡辺たか像稿②（椿椿山筆）	1 幅		1988. 7. 1
	12	蝙蝠（渡辺小華筆） （福祿寿三幅の二）	1 幅		1988. 7. 1
	〃	霊芝（渡辺小華筆） （福祿寿三幅の三）	1 幅		1988. 7. 1
	13	絹本着彩秋山瀑布図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	14	絹本設色林和靖養鶴之図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	15	山水画稿帖（渡辺崋山筆）	1 帖		1992. 6. 25
	16	紙本淡彩高士観瀑図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	17	絹本彩色湖石白猫図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	18	花卉鳥虫蔬果画冊（1 2 図） （渡辺崋山筆）	1 冊		1992. 6. 25
	19	紙本陰文竹（渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	20	絹本淡彩晴風萬里図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	21	紙本淡彩千山萬水図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	22	紙本淡彩芭蕉翁像 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	23	絹本彩色水郷驟雨之図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	24	紙本水墨月下芦雁之図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	25	紙本淡彩換鵲図（渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	26	紙本水墨花鳥帖 1 2 図 （渡辺崋山筆）	1 帖		1992. 6. 25
	27	絹本設色青緑山水図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	28	絹本彩色臨模仇英洗硯之図 （渡辺崋山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	29	絹本極彩仙鶴霊亀双幅 （谷文晁筆）	双幅		1992. 6. 25
	30	絹本極彩蘭亭禊会図 （谷文晁筆）	1 幅		1992. 6. 25
絵画	31	花卉屏風（椿椿山筆）	6 曲 1 双		1992. 6. 25
無形民俗	1	豊島大念仏おどり		豊島町	1965. 10. 1
	2	田原風けんか風合戦・初風		田原風保存会	1993. 9. 22 (追加 12 年 3 月 31 日)
建造物	1	護摩堂	1 棟	六連町居屋敷 26 (長仙寺)	1969. 8. 25
	2	山門並びに二王像	1 棟、1 対		1969. 8. 25
	3	厳王寺山門	1 棟	赤羽根町寺山 15 (厳王寺)	1992. 6. 11

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
歴史資料	1	椿椿山印願	6 顆、7 印面	田原町南番場 30- 1	1988. 7. 1
	2	渡辺如山印願	7 顆、8 印面		1988. 7. 1
	3	渡辺小華印願	111 顆 122 印面		1988. 7. 1
	4	崙山赦免建白書（松崎慊堂筆）	1 巻		1988. 7. 1
	5	帰都日録（渡辺崙山筆）	1 巻		1992. 6. 25
	6	大蔵永常書状 2 通合装 （大蔵永常筆）	1 巻		1992. 6. 25
	7	三岳老人宛書簡（渡辺崙山筆）	1 幅		1992. 6. 25
	8	佐藤半助宛書簡（渡辺崙山筆）	1 幅		1992. 6. 25
古文書	1	琢華堂門籍（椿椿山筆）	1 冊	田原町南番場 30- 1	1988. 7. 1
	2	椿家系譜並東海林氏譜 （椿椿山筆）	1 巻		1988. 7. 1
	3	田原藩日記類	506 冊		1988. 7. 1
	4	奏者番手留	2, 361 冊		1988. 7. 1
	5	畠村萬附留日記	103 点	古田町岡ノ越 6 番地 4 渥美郷土資料展示収蔵館	2022. 2. 17
典籍	1	田原藩御納戸書籍	3, 041 冊	田原町南番場 30- 1	1988. 7. 1
	2	渡辺崙山旧蔵書籍 （崙山献上御納戸本）	677 冊		1988. 7. 1
典籍	3	蘭書類	75 冊	田原町南番場 30- 1	1988. 7. 1
	4	漂民聞書	5 冊	古田町岡ノ越 6 番地 4	1997. 3. 12
書跡	5	大般若經	31 巻	古田町岡ノ越 6 番地 4 （医福寺寄託）	1993. 3. 4
	6	常光寺古文書（柱杖并竹篋） 常光寺古文書 （潔堂禪師楞嚴伝授状） 常光寺古文書 （法皇派広澤流伝授目録） 常光寺古文書（奥相一紙）	4 枚	堀切町除地 74（常光寺）	2001. 3. 23
工芸	10	萩薄飛禽鏡	1 面	古田字岡ノ越 6 番地 4 （豊島神社寄託）	1993. 3. 4
	11	馬伏里神楽用具	21	古田字岡ノ越 6 番地 4 （馬伏自治会寄託）	2001. 3. 23
考古資料	12	（欠番）			
	13	宝海天神社瓦経	2 片	古田町岡ノ越 6 番地 4 （宝海天神社寄託）	2001. 3. 23
	考古 3	刻字・刻文碗	1 個	田原町南番場 30- 1	2012. 9. 19
有形民俗 文化財	1	田原祭萱町 山車とからくり人形		萱町町内会	1988. 7. 1
	2	田原祭本町 山車とからくり人形		本町自治会	1988. 7. 1
	3	田原祭新町 山車とからくり人形		新町町内会	1988. 7. 1
史跡	1	渡辺崙山池ノ原幽居跡	1, 327 m ²	田原町中小路 19、20- 1、21- 1	1992. 6. 25
	2	籠池古墳	416. 35 m ² 1 基	大久保町籠池 26- 1、27（個人）	2003. 10. 3
	3	皿焼 1 2 号窯	1 基	小塩津町後山 30-90	1993. 3. 4
	4	中世墳墓	224 m ²	山田町谷太郎 69（泉福寺）	2005. 3. 25
	5	参道石段	265 段	山田町谷太郎 69（泉福寺）	2005. 3. 25
	6	新美古墳	227. 76 m ² 1 基	西神戸町山股 14、12（個人）	2008. 6. 30

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
史跡	7	保美貝塚	2657.5 m ²	保美町平城 34-1 (宝海天神社)	2015. 3. 31
				保美町平城 115、116、2-14 (個人)	
			735 m ²	平城 118 番地(個人)	2018. 2. 1
	8	セメント徳利窯	2 基	田原市御殿山 150	2015. 3. 31
天然記念物	1	(欠番)			
	2	藤七原湿地植物群落	5417.67 m ²	田原町衣笠 1-1 田原町椿沢 17、17-1、31	1991. 3. 22
	3	大久保神社のやまもの木	1 本	大久保町森下 9 (大久保神社)	1992. 6. 25
	4	大久保神社の椎の木	1 本	大久保町森下 9 (大久保神社)	1992. 6. 25
	5	(欠番)			
	6	(欠番)			
	7	当行寺の榎の木	1 本	田原町本町 9 (当行寺)	1992. 6. 25
	8	(欠番)			
	9	ハマセンダン	1 樹	堀切町出口 1-1	1993. 3. 4
	10	シイの木	1 樹	山田町谷太郎 69 (泉福寺)	2005. 3. 25
彫刻	1	大日如来坐像	1 軀	高松町岩本 22 (大日庵)	1994. 3. 14
	2	阿弥陀如来立像	1 軀	江比間町郷中 10 (成道寺)	2004. 3. 26
	3	十一面観世音菩薩立像	1 軀	山田町谷太郎 69 (泉福寺)	2005. 3. 25
	4	薬師如来坐像	1 軀	山田町谷太郎 69 (泉福寺)	2005. 3. 25

表 29 渥美窯の指定史跡一覧

指定名	指定部門	遺跡名	指定名	面積・数量	所在	指定年月日
国指定	史跡	百々陶器窯跡	百々陶器窯跡	1,916 m ²	六連町一本木 11-4	1922. 3. 8
国指定	史跡	大アラコ古窯跡	大アラコ古窯跡	2,923/45 m ²	芦町郷津 151-1、152-1 の一部、大アラコ 63 の一部	1971. 1. 12
国指定	史跡	伊良湖東大寺瓦窯跡	伊良湖東大寺瓦窯跡	421/22 m ²	伊良湖町瓦場 358-4	1967. 12. 11
愛知県指定	史跡	皿山古窯跡	皿山古窯群	1,200 m ²	和地町北山 18	1967. 3. 17
田原市指定	史跡	皿焼 12 号窯	皿焼 12 号窯	1 基	小塩津町後山 30-90	1993. 3. 4

表 30 渥美窯関連の指定文化財一覧

指定名	指定部門	資料名称	指定名	出土地	所蔵・所有者	指定年月日
国宝	工芸品	秋草文壺	秋草文壺	川崎市幸区南加瀬出土	慶應義塾大学	1953. 3. 31
国宝	考古資料	陶製経筒外容器	伊勢国朝熊山経ヶ峰経塚出土品	朝熊山経塚第 1 号経塚	金剛證寺	1963. 7. 1
国宝	考古資料	経筒外容器片口鉢(蓋)	伊勢国朝熊山経ヶ峰経塚出土品	三重県朝熊山経塚 3 号	金剛證寺	1963. 7. 1
重要文化財	工芸品	芦鷺文三耳壺	渥美灰釉芦鷺文三耳壺	伝鎌倉周辺出土	愛知県陶磁美術館	1976. 6. 5
重要文化財	工芸品	五輪塔形経筒外容器	陶製五輪塔	伝静岡県浜松市勝栗山墳墓群	愛知県陶磁美術館	1995. 6. 15

指定名	指定部門	資料名称	指定名	出土地	所蔵・所有者	指定年月日
重要文化財	考古資料	甕	岩手県平泉遺跡群出土品	岩手県平泉町柳之御所遺跡	平泉文化センター	2010. 6. 29
重要文化財	考古資料	袈裟襷文壺	岩手県平泉遺跡群出土品	岩手県平泉町柳之御所遺跡	平泉文化センター	2010. 6. 29
重要文化財	考古資料	片口鉢	岩手県平泉遺跡群出土品	岩手県平泉町柳之御所遺跡	平泉文化センター	2010. 6. 29
重要文化財	考古資料	刻画文壺片	岩手県平泉遺跡群出土品	岩手県平泉町柳之御所遺跡	平泉文化センター	2010. 6. 29
重要文化財	考古資料	瓦製蓮台瓦製台座	伊勢国小町塚経塚出土品	三重県伊勢市小町塚経塚	東京国立博物館	1959. 6. 27
重要文化財	考古資料	瓦経	伊勢国小町塚経塚出土品	三重県伊勢市小町塚経塚	東京国立博物館	1959. 6. 27
重要文化財	考古資料	瓦製光背	伊勢国小町塚経塚出土品	三重県伊勢市小町塚経塚	東京国立博物館	1959. 6. 27
重要美術品		陶製光背	瓦製光背片	三重県伊勢市小町塚経塚	名古屋市博物館	
愛知県指定	考古資料	伊良湖東大寺瓦窯跡出土品	伊良湖東大寺瓦窯跡出土品	伊良湖東大寺瓦窯跡	田原市教育委員会	2020. 2. 7
山梨県指定	有形文化財(工芸品)	藤原顕長銘短頸壺	短頸壺	山梨県南部町篠井山経塚	個人	1989. 4. 19
岩手県指定	考古資料	灰釉壺	渥美灰釉壺	岩手県盛岡市一本松経塚	盛岡市遺跡の学び館	2014. 11. 7
岩手県指定	考古資料	灰釉小型壺	上須々孫館経塚出土品	岩手県北上市上須々孫館経塚X001	北上市埋蔵文化財センター	2008. 3. 4
岩手県指定	考古資料	灰釉刻文小型壺	上須々孫館経塚出土品	岩手県北上市上須々孫館経塚X002	北上市埋蔵文化財センター	2008. 3. 4
岩手県指定	考古資料	刻文小型壺	南部工業団地遺跡出土品	岩手県北上市南部工業団地K区	北上市埋蔵文化財センター	2008. 3. 4
埼玉県指定	考古資料	甕	金蔵院宝篋印塔出土白磁四耳壺及び渥美大甕	埼玉県吉見町金蔵院宝篋印塔(伝大串次郎墓)	吉見町埋蔵文化財センター	2001. 3. 16
神奈川県指定	考古資料	鎌倉市国指定遺跡永福寺跡内経塚出土品	鎌倉市指定遺跡永福寺跡内経塚出土品	永福寺	鎌倉市歴史文化交流館	2003. 2. 10
田原市指定	考古資料	ざれ歌の碗(刻字・刻文碗)	刻字・刻文碗	惣作 10 号窯	田原市教育委員会	2012. 9. 19
田原市指定	考古資料	瓦経	宝海天神社瓦経	伝田原市保美町宝海天神社	田原市教育委員会(宝海天神社寄託)	2001. 3. 23
豊田市指定	考古資料	灰釉蓮弁広口壺	葛沢の蓮弁文壺		豊田市足助資料館	2000. 3. 7
豊川市指定	考古資料	刻文広口壺	渥美刻文壺	豊川市御津町出土	豊川市教育委員会	1992. 1. 23

表 31 渥美窯古窯跡一覧

『愛知県史』や埋蔵文化財包蔵地遺跡台帳に記載のある遺跡名の古窯、古窯群、古窯跡については今回の表記では古窯跡に統一した。

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
1	佐藤一本木古窯跡	豊橋市佐藤5丁目	宅地	滅失		3a-3b	山茶碗		
2	古並西古窯跡	豊橋西幸町字古並	畑			1a	山茶碗・甕		
3	橋良東郷古窯跡	豊橋市橋良町字東郷、 富本町	宅地			1a	甕・山茶碗・瓦		1984
4	郷西古窯跡	豊橋市草間町字郷西	宅地			2a-2b	山茶碗		
5	皆住古窯跡	豊橋市船渡町字北尾山	畑			3b-3c	山茶碗		
6	西山田古窯跡	豊橋市大崎町字西山田	畑				山茶碗		
7	二枚橋古窯跡	豊橋市大崎町字三七 荒古	畑			3a	山茶碗		
8	藤ヶ谷A古窯跡	豊橋市南大清水町字 藤ヶ谷	畑・田			2a-2b	山茶碗		
9	藤ヶ谷B古窯跡	豊橋市南大清水町字 藤ヶ谷・富士見	畑		3以上	2a-2b	山茶碗		
10	茶畑古窯跡	豊橋市大清水町字大 清水	畑		4以上	2a-3a	山茶碗・甕		
11	斗セキ古窯跡	豊橋市大清水町字大 清水	畑		4	2b-3b	山茶碗・甕・連弁文壺		
12	姫田古窯跡	豊橋市大清水町字大 清水	畑		3	2b-3a	山茶碗・甕・連弁文壺		1982
13	大膳B古窯跡	豊橋市植田町字大膳、 大清水町字姫田・彦坂	工場・田		2	2b-3b	山茶碗・甕		
14	大膳古窯跡	豊橋市植田町字大膳、 大清水町字姫田	工場		5	3a-3b	山茶碗		1965
15	西ヶ谷古窯跡	豊橋市植田町字西ヶ谷	宅地・池		3以上	1b-2b	山茶碗・甕		
16	釜穴古窯跡	豊橋市植田町字新池	畑			2a-2b	山茶碗		
17	窯穴古窯跡	豊橋市植田町字北畑	水田	滅失		2a-2b	山茶碗		
18	北柄沢古窯跡	豊橋市植田町字北柄 沢、野依町字西物草	団地				山茶碗		
19	西山古窯跡	豊橋市野依台1丁目	宅地	滅失	1	1a	山茶碗・壺		1983
20	上藤ヶ谷古窯跡	豊橋市野依台2丁目	墓地		3以上	1b-2a	山茶碗・壺		
21	八重屋敷古窯跡	豊橋市野依町字八重 屋敷舗				2a-2b	山茶碗		
22	南丸山古窯跡	豊橋市野依町字南丸山	畑		2以上		山茶碗		
23	上鷺田古窯跡	豊橋市野依町字上鷺田	畑・田			1a-1b	山茶碗・甕		
24	寸沢古窯跡	豊橋市若松町字若松	工業用地			3a	山茶碗		
25	波入江古窯跡	豊橋市老津町字波入江	畑			3c	山茶碗		
26	西中尾古窯跡	豊橋市老津町字西中尾	宅地	滅失		2b-3a	山茶碗		
27	道林古窯跡	豊橋市老津町道林	畑			2a-2b	甕		
28	山ノ神古窯跡	豊橋市老津町字山ノ神	畑						
29	大津中古窯跡	豊橋市老津町字岩塚	畑・宅地			3a-3b	山茶碗		
30	中聖古窯跡	豊橋市老津町字中聖	宅地			3a-3b	山茶碗		
31	東聖古窯跡	豊橋市老津町字東聖 ・中聖	畑			2a	山茶碗		
32	聖ヶ谷古窯跡	豊橋市老津町字一本木 ・東聖	畑		3	2b	山茶碗		
33	一本木A古窯跡	豊橋市老津町字一本木	畑		1	3b	山茶碗		
34	一本木B古窯跡	豊橋市老津町字一本木	畑		2	3b	山茶碗		
35	飛原C古窯跡	豊橋市老津町字一本木	雑木林			2b	山茶碗		
36	飛原D古窯跡	豊橋市老津町字池上	雑木林		1?	3a-3b	山茶碗・壺		

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
37	猪伏古窯跡	豊橋市老津町字池上	畑		3 以上	3a-3b	山茶碗・甕		
38	池上古窯跡	豊橋市老津町字池上	畑				山茶碗		
39	桐原A古窯跡	豊橋市老津町字桐原	畑			3b	山茶碗		
40	桐原B古窯跡	豊橋市老津町字桐原	畑		3 以上	3b	山茶碗		
41	森中古窯跡	豊橋市老津町字葭池	畑		3 以上	2b-3a	山茶碗		
42	聖ヶ谷三昧所古窯跡	豊橋市老津町字向田	畑						
43	向田古窯跡	豊橋市老津町字向田	宅地		5	3b-3c	山茶碗		
44	西高縄古窯跡	豊橋市老津町字高縄	宅地	滅失					
45	新居古窯跡	豊橋市老津町字新居	畑			2b-3a	山茶碗		
46	切山B古窯跡	豊橋市老津町字切山	畑			2a-2b	山茶碗・壺		
47	切山D古窯跡	豊橋市老津町字切山	畑			2a-2b	山茶碗		
48	切山C古窯跡	豊橋市老津町字切山	畑			2a-2b	山茶碗		
49	切山A古窯跡	豊橋市老津町字切山	畑	滅失	2	2a-2b	山茶碗		1969
50	中原B古窯跡	豊橋市老津町字中原	畑・宅地		13?	3b	山茶碗		
51	中原A古窯跡	豊橋市富士見台2丁目	宅地	滅失	8 以上	3b	山茶碗		
52	大阪古窯跡	豊橋市西赤沢町字大阪	調整池				山茶碗		
53	万場古窯跡	豊橋市西赤沢町字池見	畑			2b	山茶碗		
54	南河内古窯跡	豊橋市杉山町字小山・南椎ノ木	畑			2b-3a	山茶碗		
55	皿焼場古窯跡	豊橋市杉山町字上蓮代	畑			2a-2b	山茶碗・甕		
56	知原C古窯跡	豊橋市杉山町字知原・上蓮代	畑			2a-2b	山茶碗・甕		
57	知原B古窯跡	豊橋市杉山町字知原	畑	滅失		2a-2b	山茶碗		
58	知原D古窯跡	豊橋市杉山町字知原	畑			2b-3b	山茶碗・甕		
59	知原E古窯跡	豊橋市杉山町字知原	畑			1a-1b	山茶碗・甕		
60	知原F古窯跡	豊橋市杉山町字知原	畑			1a-1b	山茶碗・甕		
61	切畑古窯跡	豊橋市杉山町字知原	畑						
62	中泉原古窯跡	豊橋市杉山町字泉原・新知原	畑			2a-2b	山茶碗・甕		
63	東南代古窯跡	豊橋市杉山町字西林	畑			3b	山茶碗		
64	知原A古窯跡	豊橋市杉山町字東木ノ根山・東林	畑・山林		3 以上	2a	山茶碗		
65	円満字古窯跡	豊橋市杉山町字切畑	境内地			2b-3b	山茶碗・甕		
66	北御納古窯跡	豊橋市杉山町字北御納	畑・宅地			2a	山茶碗		
67	天伯古窯跡	豊島町天伯 13-8ほか	畑地	滅失	1	3a-3b	山茶碗		
68	花水古窯跡	六連町花水 7、73-13	畑地	滅失	数基?	3a	山茶碗・甕・連弁文壺		
69	数原古窯跡	六連町数原 26-1、14	畑地		2・3?	3b	山茶碗		
70	院内古窯跡	六連町坂 97-1、141	山林		数基?	2b	片口鉢・甕・広口壺 窯体外:山茶碗・連弁文壺		1983
71	鳴森古窯跡	六連町鳴森	畑地		7	2a-2b	山茶碗・小皿・片口鉢・片口・甕・広口壺・袈裟襷文壺・小型壺・長頸瓶・陶鍾		1992
72	富山A古窯跡	六連町百々75	畑地		2	1a	山茶碗・甕		
73	富山B古窯跡	六連町1本木3-19	畑地		2	1a	山茶碗・甕		

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
74	富山C古窯跡	六連町百々、一本木	畑地		9	1a-2b	輪花碗・山茶碗・ 小皿・片口碗・ 片口鉢・甕・ 小型壺・広口壺		2014
75	一本木古窯跡	六連町一本木・六郎次	宅地、 山林				山茶碗・甕		
76	百々陶器窯跡	六連町一本木 11-4	山林	保存	3	2b-3a	山茶碗・甕	国指定 史跡	
77	神/釜古窯跡	六連町神/釜 40	畑地		6	1a-2b	輪花碗・山茶碗・ 小皿・鉢・甕・ 壺・小形壺・瓦		2018 2019
78	大池古窯跡	神戸町大池 1-13	山林、畑地			3a-3b	山茶碗		
79	清水古窯跡	西神戸町清水 70、71	公園	滅失			山茶碗		
80	大狭間古窯跡	西神戸町大狭間、清水	畑地、 山林						
81	新道A古窯跡	西神戸町新美 14	畑地	滅失		2a-3a	山茶碗・甕		
82	新道B古窯跡	西神戸町新美 76、84、 85、86	畑地	滅失	5?	3a	山茶碗・甕		
83	新道C古窯跡	西神戸町新美 97	畑地	滅失	2?	2b-3a	壺、山茶碗		
84	赤松古窯跡	西神戸町荒古鳥 127	畑地			2a-2b	山茶碗		
85	堀山田A古窯跡	西神戸町平松 142、144	畑地		2	1b-2a	山茶碗・甕		
86	堀山田B古窯跡	西神戸町荒古鳥 127、 西神戸町堀山田 274、 277	畑地		3	2a-2b	山茶碗・甕		
87	堀山田C古窯跡	西神戸町堀山田 298	山林			2a	山茶碗・甕		
88	志田A古窯跡	西神戸町平松 82、84、 94、97	畑地		3	1a	山茶碗		
89	志田B古窯跡	西神戸町平松 71、72	畑地		2	1a	山茶碗		
90	仙路山古窯跡	南神戸町仙路山 149	畑地		数基	1a	山茶碗・甕		
91	中大尻古窯跡	南神戸町中大尻 1-34、 37、38	山林		4	2b-3a	山茶碗・甕		
92	宮前A古窯跡	南神戸町南前 10	畑地		数基	2a	山茶碗・甕		
93	宮前B古窯跡	南神戸町市坊 6-1	畑地		2?	2a	山茶碗・甕		
94	市ノ坊古窯跡	南神戸町市坊 24、28、 32-1、33	山林、宅地		3	2b-3a	山茶碗		
95	谷ノ口古窯跡	南神戸町寺東 41	畑地			1a-1b	山茶碗		
96	大無生古窯跡	南神戸町大無生 30	山林			2a-2b	山茶碗		
97	高尾A古窯跡	南神戸町高尾 7	境内地		2	1a-1b	山茶碗・甕		
98	高尾B古窯跡	南神戸町高尾 11-2	境内地		3	1a-1b	山茶碗・甕		
99	高尾C古窯跡	南神戸町高尾 88	境内地		数基	1a-1b	山茶碗・甕		
100	西高尾古窯跡	南神戸町高尾 13、14	山林、境内地		2・4?	1b-2a	山茶碗・甕		
101	仲古窯跡	南神戸町仲 92、93、95、96	山林、畑地		4・5?	2b-3a	山茶碗・小皿・甕		2013
102	富士手A古窯跡	南神戸町大北 65、66	畑地			1b-2a	山茶碗・甕		
103	富士手B古窯跡	南神戸町富士手 3-4	畑地			1b-2a	山茶碗・甕		
104	平松A古窯跡	南神戸町平松 10、11			5	2a-2b	山茶碗・甕		
105	平松B古窯跡	大草町半身 122-1	畑地		7	2a-2b	山茶碗		
106	惣作古窯跡	大草町惣作 7-1、10-1、 10-6、11-1、14、15-1、 24-1	道路		21	1b-2a	輪花碗・山茶碗・小 碗・小皿・片口碗 (ざれ歌碗)・甕・短 頸壺・陶鍾		1973 1975 2000

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
107	大草原古窯跡	大草町大草原 271-1、271-2			2?	2a	山茶碗		
108	山田古窯跡	大草町山田	畑地		5?	12c	甕		
109	山田古窯跡	大草町山田 142、143-1、160	山林		5	2a-2b	山茶碗		
110	包丁池古窯跡	大草町神戸 3-3	山林		数基		山茶碗		
111	宝竜A古窯跡	大草町志田原 57、58、59、60、61	畑地		5・10? (B込)	1a-2a	山茶碗・甕		
112	宝竜B古窯跡	大草町北佐位神 31-1 ほか	畑地		5				
113	佐位神古窯跡	大草町北佐位神 31-1 ほか	畑地		5	2a-2b	山茶碗		
114	本郷古窯跡	大草町茶園 60-1	山林境内地			2a-2b	山茶碗		
115	茶畑古窯跡	大草町茶畑 57-1ほか	宅地			1b	山茶碗		
116	新池古窯跡	大草町茶園 17-1、17-2、18	山林			12c	山茶碗		
117	三軒A古窯跡	大草町三軒 17	畑地			2a-2b	山茶碗		
118	三軒B古窯跡	大草町三軒 59	畑地			2a	山茶碗・甕		
119	辻古窯跡	大草町二本木 12-3	畑地	滅失		1b-2a	山茶碗		
120	御薮古窯跡	大草町御薮 34、35、36	山林畑地		2・3?	2a	山茶碗・甕		
121	荒子古窯跡	大草町荒子 71-1	宅地				山茶碗		
122	鍋田古窯	新井町鍋田 20～22	畑			1b	山茶碗		
123	尾崎古窯跡	浦町尾崎 41-1、40-1 ほか	山林		数基?	12C 中葉	山茶碗		
124	荒古古窯跡	浦町荒古 47-1ほか	畑地		4	2b	山茶碗		
125	平畑古窯跡	浦町平畑	畑・雑地				甕		
126	柳沢古窯跡	田原町柳沢 95-1ほか	畑地		4	2a-2b	甕・山茶碗		
127	五軒丁古窯跡	田原町五軒丁 115ほか	山林		2・3?	1b-2b	山茶碗・甕		
128	殿町古窯跡	田原町殿町	道路			2b-3a	山茶碗・甕		
129	大沢下古窯跡	田原町柳ヶ丘 19-1	宅地	滅失	5	1a-1b	輪花碗・小碗・片口碗・片口鉢・甕・短頸壺・広口壺・小型壺・広口瓶		1965 1966
130	十七谷古窯跡	田原町十七谷	宅地				山茶碗・甕		
131	石取下古窯跡	田原町十七谷 76-1、76-2、76-27	道路、畑地			2b	山茶碗・甕		
132	二ッ坂古窯跡	田原町二ッ坂 26、10、17	畑地、墓地		7	1a-3a	輪花碗・山茶碗・小碗・小皿・片口鉢・甕・短頸壺・小型壺・広口瓶		2006
133	桜畑古窯跡	田原町桜畑 18	山林		3・4?	1b-2a	輪花碗・小碗・小皿・小坏		2000
134	藤七原古窯跡	田原町稲村石 5、7	畑地		2	1b-2a	山茶碗・甕		
135	衣笠下古窯跡	田原町衣笠 17-12ほか	畑地		数基?	1b-2a	山茶碗・甕		
136	鎌田古窯跡	田原町東栄巖 86-1ほか	畑地		数基?	3a	山茶碗		
137	西砦古窯跡	田原町西砦	宅地、畑地				甕		
138	笹尾古窯跡	田原町東笹尾 18-2ほか	畑地	滅失	22	1a-3b	輪花碗・小碗・片口碗・片口鉢・甕・袈裟襷文壺・広口瓶・子持器台		1988

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
139	坪沢古窯跡	加治町稲場 59-1 ほか	公園、山林、畑地	ほぼ滅失	22	1a-3c	輪花碗・玉縁碗・山茶碗・小碗・小皿・片口碗・片口鉢・片口・蓋付注口鉢・甕・広口瓶・短頸壺・蓮弁文壺・四耳短頸壺・小形壺・子持器台		1921 1964 1965 1968
140	稲場古窯跡	加治町稲場 165	畑				山茶碗・甕		
141	新美A古窯跡	加治町稲場 185 ほか	畑地		2?	1b	山茶碗		
142	新美B古窯跡	加治町稲場 181-1 ほか	畑地		2?	2b-3a	山茶碗		
143	沢古窯跡	加治町沢	畑地				山茶碗・甕		
144	踏分A古窯跡	加治町踏分 32-2	畑地		3	3a-3c	山茶碗・甕		
145	奥恩中古窯跡	加治町奥恩中 61-2、61-3、61-5、61-12	畑地		2	2a	山茶碗・甕		
146	七ツ釜古窯跡	大久保町黒河原 280、281	山林		3~5?	1a-2b	山茶碗・甕		
147	極楽古窯跡	大久保町極楽 22-318	公園		5	1a-3a	山茶碗・小皿		1964
148	黒川古窯跡	大久保町極楽 22-317 ほか	牧場			1a	山茶碗・甕		
149	大師田古窯跡	大久保町大師田 87-1、181-1 ほか	山林		7?	1a	山茶碗・甕		
150	宮裏古窯跡	高松町広子村 21				2a	山茶碗		
151	新井古窯跡	高松町入道 11	山林			12c	甕		
152	法蔵寺古窯跡	高松町ツツキ 53	境内地		6	1b-2a	輪花碗・小碗・小皿・甕・壺・陶錘		2003
153	尾村崎古窯跡	高松町尾村崎 157~164	畑		4・10?	2a	山茶碗・甕		
154	尾村崎B古窯跡	高松町尾村崎 231-1-2	山林			1a-2a	山茶碗・甕		
155	浜宝珠古窯跡	赤羽根町中竜ヶ原 14-1	畑			3a	山茶碗		
156	竜ヶ原古窯跡	赤羽根町宝珠 33~36	畑	滅失	9	2a-3b	山茶碗・小皿・壺・藤原頭長銘短頸壺		1980
157	大石古窯跡	赤羽根町姥ヶ原 152, 161	畑			12c			
158	青木池古窯跡	赤羽根町南田 183, 196	畑		5	1b-3b	山茶碗・甕		
159	赤東A古窯跡	赤羽根町南田 266	畑			2a-2b	山茶碗		
160	赤東B古窯跡	赤羽根町諏訪 33-1	畑				山茶碗		
161	夕古窯跡	赤羽根町道亀原 115~118	畑	滅失	5	1b-2b	輪花碗・山茶碗・小皿・片口碗・灰釉片口碗・片口鉢・甕・灰釉壺・水注・陶錘		1981
162	赤西古窯跡	赤羽根町新笹 35	畑			2a	山茶碗		
163	奥新田古窯跡	赤羽根町阿原 99, 100	畑			2a	山茶碗		
164	野添原A古窯跡	赤羽根町野添原	耕作地、道路		9	1b-2a	輪花碗・山茶碗・小碗・小皿・片口碗・甕・壺・広口壺・子持器台		2014 2019
165	へんぴ古窯跡	赤羽根町北浦 3	畑			1b-2a	山茶碗・甕		
166	八王子古窯跡	八王子町馬越原	畑			3a-3b	山茶碗		
167	不毛原古窯跡	若見町不毛原 1	畑				山茶碗		
168	籠池古窯跡	芦村町大アヲ 45-1 ほか	土取場	滅失		1b-2a	山茶碗		

番号	窯跡名	所在地	現況	状況	窯体数	時期	遺物	指定	調査年次
169	大アラコ古窯跡	芦村町大アコ 57-4 ほか	畑地	保存	9	1a	輪花碗・玉縁輪花碗・玉縁碗・小碗・片口山茶碗・灯明皿・片口鉢・鉢・甕・短頸壺・広口壺・紡錘車・陶鍾・灰釉小型壺・灰釉突帶有耳壺・袈裟襷文壺・瓦塔・壺・藤原顕長銘短頸壺	国指定史跡	1956 1964 1965
170	平岩古窯跡	芦村町平岩 178 ほか	畑地		8 ?	1a・3b	輪花碗・小碗・山茶碗・小皿・台付小皿・甕(藤原顕長銘)		1963 2014
171	郷津古窯跡	芦村町前畑 24-5	畑地	滅失	4・5 ?	2a-3b	碗・小皿・片口碗		1957
172	皿山古窯跡	和地町北山 18	山林		8	2a	輪花碗・小皿・片口碗・片口鉢・甕・突帶壺・広口壺・子持器台・香炉・陶鍾・	県指定史跡	1963
173	皿焼古窯跡	小塩津町後山 30-1	保安林	ほぼ滅失	13	2a	輪花碗・山茶碗・小皿・片口鉢・長頸瓶・突帶壺・子持器台・陶鍾・香炉・瓦塔・経筒外容器・五輪塔・托・供養詞板・円盤・水盤	12号窯市指定史跡	1978 1981 1988
174	伊良湖東大寺瓦窯跡	伊良湖町瓦場 358-4	原野	保存	3	2a-2b	輪花碗・山茶碗・小皿・片口鉢・突帶広口瓶・小型壺・水注・瓦経・経筒外容器・軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦	国指定史跡	
175	踏分B古窯跡	加治町踏分	畑地				山茶碗		
176	坪沢南古窯跡	加治町稲葉	畑地				山茶碗・小皿		
177	中郷古窯跡	南神戸中郷	山林						
178	大草平松古窯跡	大草町平松 230・228-1・229、中原 227-1	畑地 道路		6	1b-2a	輪花碗・山茶碗・小碗・小皿・片口鉢・甕・壺・長頸壺・短頸壺・広口壺・陶鍾・瓦		2011
179	弥栄古窯跡	六連町弥栄 7	畑地		2	2a	輪花碗・甕		2011
180	本前古窯跡	南神戸町新沢 45・宗棚 76	畑地		1	2a	山茶碗・小皿		2011
181	蔵屋敷古窯跡	大草町蔵屋敷 107	畑		3	3a-3b	山茶碗・小皿		2011
182	契り古窯跡	西神戸町契り	境内地		2		甕		
183	野添原B古窯跡	赤羽根町余造	畑			1b-2a	山茶碗・甕		
184	東荒古古窯跡	赤羽根町東荒古	畑・道路				山茶碗		
185	大荒古古窯跡	赤羽根町東荒古	畑・道路				山茶碗・小皿		
186	浅場古窯跡	大久保町浅場							
187	皿焼古窯跡	若見町皿焼				12c			
188	比留輪古窯跡	赤羽根町南田 95							
189	赤東C古窯跡	赤羽根町				2a	山茶碗・小皿・甕		2013

表 32 渥美窯の調査歴等

西暦	窯跡名	調査窯体	原因	調査主体	時期	遺構	主な遺物	報告書・論文
1921	坪沢古窯跡	10 号窯			2b	窯体 1	甕・広口壺・連弁文壺・小型壺	渥美郡役所1923『渥美郡史』
1956	大アラコ古窯跡 1 次	1 号窯	畑地の開墾	小野田勝一	1a	窯体 1	輪花碗・玉縁輪花碗・玉縁碗・小碗・甕	三上次男・小野田勝一ほか『田原の文化大アラコ古窯址群』第 5 号
1957	郷津古窯跡	4 号窯	整地作業	野田史談会泉郷土研究グループ	3a～3b	窯体 1	山茶碗・輪花碗・小皿・片口碗	小野田勝一ほか 1971『田原町史』上巻
1963	平岩古窯跡	1・2 号窯	豊川用水開削のための土地造成工事	愛知県教育委員会	1a～3b	窯体 2	山茶碗・輪花碗・小碗・小皿	小野田勝一・杉崎章ほか 1965『昭和 39 年度豊川用水路関係遺跡調査報告』
1964	坪沢古窯跡 1 次	1・2・3 号窯	豊川用水通水による農業構造改善事業	田原町教育委員会	1a～2b	窯体 3	山茶碗・輪花碗・小碗・片口碗・甕・壺・広口瓶・剣頭文瓦	吉田章一郎・小野田勝一ほか 1971『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡―田原町坪沢古窯址の発掘を中心として―』
1964	皿山古窯跡	2・4・5 号窯	豊川用水施設工事	愛知県教育委員会	2a	窯体 3	輪花碗・小皿・片口碗	小野田勝一・杉崎章ほか 1965『昭和 39 年度豊川用水路関係遺跡調査報告』
1964	大アラコ古窯跡 2 次	2・3 号窯	豊川用水通水による土地改良事業	小野田勝一 田原町教育委員会	1a	窯体 2	輪花碗・玉縁碗・片口山茶碗・小碗・灯明皿・甕・短頸壺・紡錘車・陶鍾・灰釉小型壺・袈裟襷文壺・藤原顕長銘短頸壺	三上次男・小野田勝一ほか『田原の文化大アラコ古窯址群』第 5 号
1964	大アラコ古窯跡	灰原	遺物採取				甕・短頸壺	
1965	坪沢古窯跡 2 次	14・15 号窯	土取り作業	田原町教育委員会	2b?	窯体 2 (表採)	甕・片口鉢	吉田章一郎・小野田勝一ほか 1971『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡―田原町坪沢古窯址の発掘を中心として―』
1965	大沢下古窯跡	1・3 号窯	豊川用水施設工事	愛知県教育委員会	1b	窯体 2	輪花碗・小碗・片口鉢・甕・壺	檜崎彰一・小野田勝一ほか 1966『昭和 40 年度渥美半島埋蔵文化財調査報告』
1965	極楽古窯跡	1・2 号窯	豊川用水通水による土地改良事業	愛知県教育委員会	3a	窯体 2	山茶碗・小皿	檜崎彰一・小野田勝一ほか 1966『昭和 40 年度渥美半島埋蔵文化財調査報告』
1965	大アラコ古窯跡 3 次	6 号窯	学術調査	日本考古学協会生産技術特別委員会 窯業部会	1a	窯体 1	輪花碗・小碗・片口鉢・鉢・甕・広口壺・陶鍾	三上次男・小野田勝一ほか『田原の文化大アラコ古窯址群』第 5 号
1965	惣作古窯跡	10 号窯	道路拡張工事				ざれ歌の碗発見	小野田勝一・佐々木達夫ほか 1976『惣作古窯址群』
1966	伊良湖東大寺瓦窯跡	1～3 号窯	豊川用水施設工事	愛知県教育委員会	2a～3b	窯体 3	軒丸瓦・丸瓦・軒平瓦・平瓦・山茶碗・小皿・壺・甕・瓦経	久永春男・檜崎彰一ほか 1967『昭和 41 年度渥美半島埋蔵文化財調査報告』
1966	大沢下古窯跡	2・4 号窯	豊川用水施設工事	愛知県教育委員会	1b	窯体 2	輪花碗・小碗・甕・壺	久永春男・檜崎彰一ほか 1967『昭和 41 年度渥美半島埋蔵文化財調査報告』
1968	坪沢古窯跡 3 次	6・7・8 号窯	整地時に確認	田原町教育委員会		窯体 3 (表採)	山茶碗・小皿・壺・甕	吉田章一郎・小野田勝一ほか 1971『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡―田原町坪沢古窯址の発掘を中心として―』
1968	坪沢古窯跡 4 次	4・5 号窯	豊川用水通水による農業構造改善事業	田原町教育委員会	1a	窯体 2	輪花碗・小碗・甕・壺	吉田章一郎・小野田勝一ほか 1971『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡―田原町坪沢古窯址の発掘を中心として―』

西暦	窯跡名	調査窯体	原因	調査主体	時期	遺構	主な遺物	報告書・論文
1973	惣作古窯跡1次	2・3号窯	学術調査『大草史』 編さんのため	田原町教育委員会 大草区	2a	窯体2	輪花碗・小皿・ 甕・壺	小野田勝一・佐々木達 夫ほか1976『惣作古窯 址群』
1975	惣作古窯跡2次	1・5号窯	県道豊島大草線拡幅 工事	田原町教育委員会	2a	窯体2	山茶碗・輪花碗・ 小皿・壺・甕	小野田勝一・佐々木達 夫ほか1976『惣作古窯 址群』
1975	惣作古窯跡3次	11～16号窯	県道豊島大草線拡幅 工事	田原町教育委員会	1b～2a	窯体6	輪花碗・小碗・小 皿・甕・壺	小野田勝一・佐々木達 夫ほか1976『惣作古窯 址群』
1978	皿焼古窯跡	1・2・4・ 6・7・8号窯	温室拡張のための土 取り作業	渥美町教育委員会	2a	窯体6	山茶碗・輪花碗・ 小皿・瓦塔・陶鍾	小野田勝一ほか1979 『皿焼古窯址群調査概 報』渥美町教育委員会
1980	竜ヶ原古窯跡	1～9号窯	ほ場整備事業	赤羽根町教育委員会	2a～3b	窯体9	山茶碗・小皿	小野田勝一1981『竜ヶ 原古窯址群』赤羽根町 教育委員会
1981	夕古窯跡	1～5号窯	ほ場整備事業	赤羽根町教育委員会	2a～2b	窯体5	輪花碗・山茶碗・小皿	小野田勝一1981『夕古 窯址群』赤羽根町教育 委員会
1981	皿焼古窯跡	13号窯	総合運動公園建設	渥美町教育委員会	2a	窯体1	山茶碗・小皿・ 五輪塔・瓦塔	小野田勝一ほか1991 『皿焼古窯址群第2次 調査概報』渥美町教育 委員会
1983	院内古窯跡	1号窯	学術調査	田原町教育委員会	2b	窯体1	山茶碗・甕・広口壺・ 片口鉢・連弁文壺	小野田勝一1984『院内 古窯調査概報』『田原 の文化』10号
1988	皿焼古窯跡	9・10・ 11・12号窯	総合運動公園建設	渥美町教育委員会	2a	窯体4	山茶碗・小皿	小野田勝一ほか1991 『渥美町史』考古・民 俗編
1988	笹尾古窯跡	15号窯	学術調査	田原町教育委員会	1a	窯体1	輪花碗・小碗・ 片口碗・片口鉢・甕	小野田勝一1989『田原 の文化 笹尾古窯』第 15号
1992	鳴森古窯跡	1～7号窯 灰原	田原町埋立処分施設 工事	田原町教育委員会	2a～2b	窯体7 灰原	甕・壺・袈裟襷文壺・ 山茶碗	田原町教育委員会1998 『鳴森古窯址群』
2000	桜畑古窯跡	2・3号窯	河川改修工事	田原町教育委員会	1b～2a	窯体2	輪花碗・小碗・小皿	小野田勝一・坂野俊哉 ほか2003『惣作古窯跡 群（Ⅱ）田原城跡 （Ⅱ）桜畑古窯跡群』
2000	惣作古窯跡4次	20・21号窯	遺構確認調査	田原町教育委員会	2a	窯体2	輪花碗・玉縁碗・小皿	小野田勝一・坂野俊哉 ほか2003『惣作古窯跡 群（Ⅱ）田原城跡 （Ⅱ）桜畑古窯跡群』
2003	法蔵寺古窯跡	1号窯	学術調査	赤羽根町教育委員会	2a	窯体1	山茶碗・小皿・ 甕・陶鍾	2003『法蔵寺古窯調査 概報』
2006	二ツ坂古窯跡	1～6号窯	防災倉庫建設	田原市教育委員会	1a～3a	窯体6 灰原	輪花碗・山茶碗・小碗・ 小皿・片口鉢・甕・短頸 壺・小型壺・広口瓶	
2011	大草平松古窯跡	1～6号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	1b～2a	窯体5 灰原	山茶碗・小皿・ 鉢・甕・壺・刻画 文碗	2013『大草平松古窯跡 群蔵屋敷古窯跡群本前 古窯跡群弥栄古窯跡 群』
2011	蔵屋敷古窯跡	1～3号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	3a	窯体3 灰原	山茶碗・小皿・壺	2013『大草平松古窯跡 群蔵屋敷古窯跡群本前 古窯跡群弥栄古窯跡 群』
2011	弥栄古窯跡	1・2号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	2a	窯体2	甕・山茶碗	2013『大草平松古窯跡 群蔵屋敷古窯跡群本前 古窯跡群弥栄古窯跡 群』
2011	本前古窯跡	1号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	2a	窯体1	山茶碗・小皿・ 甕・壺	2013『大草平松古窯跡 群蔵屋敷古窯跡群本前 古窯跡群弥栄古窯跡 群』
2013	仲古窯跡群	3・4号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	2a	窯体2	山茶碗・小皿・	2016『仲古窯跡群富山 C古窯跡群平岩古窯跡 群野添原A古窯跡群』
2013	赤東C古窯跡		豊川用水二期工事	田原市教育委員会	2a		山茶碗・小皿・甕	

西暦	窯跡名	調査窯体	原因	調査主体	時期	遺構	主な遺物	報告書・論文
2014	富山C古窯跡	1～9号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	1a・ 2a～2b	窯体9 土坑1	山茶碗・小皿・ 鉢・壺・甕ほか	2016『仲古窯跡群富山 C古窯跡群平岩古窯跡 群野添原A古窯跡群』
2014	野添原A古窯跡	1～7号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	2a	窯体7 灰原1	山茶碗・小皿・ 子持器台・壺・甕	2016『仲古窯跡群富山 C古窯跡群平岩古窯跡 群野添原A古窯跡群』
2014	平岩古窯跡	3・4号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会	3b?	窯体2	山茶碗	2016『仲古窯跡群富山 C古窯跡群平岩古窯跡 群野添原A古窯跡群』
2017	野添原A古窯跡	8・9号窯	豊川用水二期工事	田原市教育委員会		窯体2	輪花碗・山茶碗・甕	
2018	神/釜古窯跡	4・5号窯	施設建設に伴う工事	田原市教育委員会	2a～2b	窯体2	山茶碗・小皿・ 鉢・甕・壺・小形壺	
2019 2020	神/釜古窯跡	6号窯	道路拡張工事	田原市教育委員会	1a	窯体1 灰原1	輪花碗・山茶碗・ 小碗・鉢・甕・壺	

【豊橋市】

西暦	窯跡名	調査窯体	原因	調査主体	時期	遺構	主な遺物	報告書・論文
1965	大膳古窯跡	1・2号窯	工場建設	豊橋市教育委員会	3a～3b	窯体2 灰原1	山茶碗・小皿・片口 碗・陶鍾	久永春男・伊藤恵 1968 『豊橋市大岩町北山古 墳群豊橋市植田町大膳 古窯址群』
1969	切山A古窯跡	1・2号窯	園芸農業用の苗床土 を採取する際に窯跡 発見	豊橋市教育委員会	2a	窯体2	山茶碗・小皿・甕	芳賀陽・伊藤恵 2005 『豊橋南西部古窯址群 切山古窯・姫田古窯』
1982	姫田古窯跡	1・2号窯	畑の造成中に発見	豊橋市教育委員会	2b～3a	窯体2	山茶碗・片口碗・小 皿・耳皿・壺・甕	芳賀陽・伊藤恵 2005 『豊橋南西部古窯址群 切山古窯・姫田古窯』
1983	西山古窯跡	1号窯	内陸用地造成事業	豊橋市遺跡調査会	1a	窯体1 溝状遺構1	輪花碗・小碗・広口 壺・細頸壺	芳賀陽・伊藤恵 1988 『西山』豊橋市教育委 員会
1984	橋良東郷古窯跡		道路路肩改修工事	豊橋市教育委員会	1a	灰原2	輪花碗・小碗・片口 鉢・甕・短頸壺・平瓦	2003『東龍田古窯・橋 良東郷古窯』

※以上の参考資料は2022（令和4）年3月31日現在である。

参考文献

- 愛知県渥美郡役所 1923『渥美郡史』
- 鬺目作司 1946「文字入りのかめ」『三河郷土学会報』第2号
- 久永春男 1956「すえつき」『日本考古学講座6』
- 田中稔 1957「尾張・三河の陶質土器」『古代学研究』第17号
- 小野田勝一・杉崎章ほか 1965『昭和39年度 豊川用水路関係遺跡調査報告』
- 田原町文化財調査会 1965「大アラコ古窯調査について」『田原の文化』創刊号
- 小野田勝一 1965「田原町大アラコ古窯址の調査」『陶説』143 日本陶磁協会
- 愛知県教育委員会 1967『昭和41年度渥美半島埋蔵文化財調査報告』
- 田原町文化財調査会 1968「第三次大アラコ古窯調査日誌」『田原の文化』第4号
- 久永春男 1968「刈谷市における古窯の分布とその製品の様式について」『刈谷市の古窯』刈谷市誌編纂委員会
- 本多静雄 1969『古窯百話 幻の壺』淡交社
- 田原町教育委員会 1971『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡』
- 田原町文化財調査会 1973『田原の文化 大アラコ古窯址群』第5号
- 伊良湖自然科学博物館 1980『伊良湖でやかれた東大寺瓦展』
- 藤澤良祐 1982「瀬戸古窯址群Ⅰ」『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要Ⅰ』瀬戸市歴史民俗資料館
- 田原町教育委員会 1984『田原町史』上巻
- 愛知県教育委員会 1986『愛知県古窯跡群分布調査報告（Ⅴ）（渥美古窯跡群）』
- 渥美町教育委員会 1991『渥美町史』考古・民俗編
- 田原町教育委員会 1993『山崎遺跡』
- 小野田勝一 1998「渥美古窯のほりはじめ」『『野帳の会』考古学論集—久永春男先生頌寿記念』久永春男先生頌寿記念論集刊行会
- 清田和夫 1998「伊良湖東大寺瓦窯考」『研究紀要』2 渥美町郷土資料館
- 田原市教育委員会 1998『鳴森古窯跡群』田原市埋蔵文化財調査報告書第8集
- 渥美町郷土資料館 1999『渥美古窯と東大寺瓦』
- 清田和夫 1999「伊良湖東大寺瓦窯考（その二）」『研究紀要』3 渥美町郷土資料館
- 安井俊則 2006「伊良湖東大寺瓦窯跡」『伊良湖誌』伊良湖自治会
- 愛知県 2012『愛知県史』別編 窯業3 中世・近世 常滑系
- 山崎信二 2012『瓦が語る日本史』
- 五味文彦 2012『日本史の新たな見方、捉え方—中世史からの提言』日本歴史私の最新講義01
- 田原市博物館 2013『渥美窯 国宝を生んだその美と技』
- 東海土器研究会 2013『渥美窯 編年の再構築』
- 安井俊則 2013「渥美窯製品の流通」『渥美窯 国宝を生んだその美と技』田原市博物館
- 田原市教育委員会 2017『田原・赤羽根史 現代編』
- 藤澤良祐 2018「東海地方における中世窯の消長」『東海窯業史研究論集1』
- 清水俊輝 2020「百々陶器窯跡の遺物について—表採資料から—」『研究紀要第9号 田原の文化第43号』

史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、
伊良湖東大寺瓦窯跡 保存活用計画

令和4年3月 発行

編集発行 田原市教育委員会

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

<http://www.city.tahara.aichi.jp>

印刷 株式会社 進光